

議 長	副議長	局 長	次 長	調 査 係 長	調査係

建設常任委員会会議録（14年3定）			
日 時	平成14年9月25日（水）	開 議	午後1時00分
		散 会	午後5時43分
場 所	第 3 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	松本（光）委員長・古沢副委員長・松本（聖）・久末・八田・武井・ 高橋 各委員		
説 明 員	水道局長、土木部長、建築都市部長、用地対策室長、市街地活性化対策室長、下水道事業所長、その他関係次長、課長、所長、及び主幹 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書記			

○委員長

それでは、ただいまから会議を開きます。

本日の会記録署名員に武井委員、高橋委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

理事者から報告がありますので、順次、説明を願います。

「石狩西部広域水道企業団議会定例会について」。

○（水道）総務課長

水道局から、石狩西部広域水道企業団議会の開催についてご報告いたします。

去る9月6日、平成14年第2回石狩西部広域水道企業団議会定例会が開催されました。

主な議案といたしましては、平成13年度同企業団水道用水供給事業会計決算認定などで審議がございました。

決算状況につきましては、資本的収入額が27億 8,021万 1,118円、資本的支出額が27億 8,016万 189円であり、その建設事業の概要といたしましては、送水管布設 1,779.5メートルを実施し、当別ダムの負担金12億 2,165万 1,000円と、その他送水管予定路線の測量、それから土質の調査及び施設設計委託であります。

なお、平成13年度末の導送水管の延長は、1万 8,571.3メートルであり、総延長49.8キロメートルに対しまして37.3パーセントの進捗率であります。

以上の議案につきまして、認定されたところでございます。

なお、そのほかといたしましては、職員の育児休業などに関する条例などの一部改正案と、北海道市町村総合事務組合規約の一部改正について報告がございまして、それぞれ承認されたところでございます。

以上でございます。

○委員長

続いて、「水道料金等の減免基準の改正に伴う中間報告について」。

○（水道）営業課長

水道料金等の減免基準の改正について中間報告いたします。

10月1日から水道料金等の減免基準に所得制限を導入するため、現在減免となっている老人世帯と障害者世帯に対しまして、7月29日に新たに減免するよう手続をいたしました。

通知総件数は、1万 256件となっており、そのうち、9月20日現在ですけれども、9,627件の再申請を受理いたしました。まだ返事をいただいていないかたがたについては、再度、減免申請するよう通知いたしました。

減免世帯の認定可否についてでございますが、9月20日現在、審査済み件数が8,110件、このうち6,652件が減免の対象となり、1,458件が非該当となっております。減免にならない世帯の料金変更につきましては、10月1日から新基準で減免制度が施行されますが、2か月に1回のメーター検針がありますので、2か月後の12月検針分から減免にならない世帯の料金に変更になります。

なお、減免に該当する世帯については、今までどおり減免された料金となります。

以上です。

○委員長

今定例会に付託された案件について説明願います。

「議案第30号 和解について」。

○（土木）用地対策室堤主幹

「議案第30号 和解について」を説明いたします。

小樽都市計画道路3・4・22花穂中央線街路事業に伴い、小樽市が平成4年6月12日に小樽市富岡1丁目101番6、所有者梅木良典氏の土地の一部62.53平方メートルを、道路用地として取得いたしました。しかし、原告の吉井時

夫氏が、梅木氏より借地していた一部20.502938平方メートルが道路用地となり、使用不能となったことから、小樽市を相手取り、道路用地となった土地の引渡しと、借地権侵害に伴う借地権相当額の支払いを求め、平成13年10月30日に、横浜地方裁判所横須賀支部に訴えを提起したものであります。

これまでに4回の裁判が開かれ、審理されてきましたが、この間、小樽市は、道路部分の借地権については土地取得時に消滅したものと主張してきましたが、平成14年7月31日に裁判所から和解案が示されたものであります。

和解案の内容であります。借地権相当額の補償と借地権が侵害された期間の賠償金の補償として、これらの合計で94万6,738円が示されたところであります。これによりまして、和解を行ってまいりたいと考えておりますので、ご審議の程をよろしくお願いいたします。

○委員長

なお、今日は暑くなりました。上着を脱いで結構だと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより、一括質疑に入ります。

順序は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

それでは、共産党。

◎オタモイ団地入居者の移転について

○古沢委員

最初に、住宅課に、確認の意味も込めて簡単にお尋ねをしておきたいと思います。

オタモイ団地の建替えに伴って、来年度にはいよいよ仮移転が始まってまいります。そこで、この建替えに伴う仮移転先については、既に基本的にはオタモイのC団地をあてるという考えが示されておりますが、これに関連してまずお伺いしたいと思います。

これまで、所管の住宅課には、C団地に限定しないで柔軟な対応をお願いしてきたところですが、個別の事情によっては配慮していきたいという考え方を伺っております。

そこで、現在のオタモイのDとEとFの空き戸数の状況がどうなっているか、まず最初にお伺いします。

○（建都）住宅課長

8月末現在ですけれども、D、E、Fをあわせまして、78戸の戸数となっております。

○古沢委員

特に、移転の対象になります現在のB団地に入居しているかたに、お話を聞きますと、高齢に伴って、特に冬場は大変だと。指定されているC団地を見ますと、入り口から階段を降りて、しかも除雪のスペースもない、そういうような心配を大変抱えておるわけです。それに引きかえ、道路を挟んで向かい側のD、E、Fは空き家状態が広がっているわけです。仮移転ですから、何とかそちらの方を一時的に活用させていただけないか、という要望が強く出されています。

ちなみに、現在のD、E、Fの現在の空き状況は78戸ですが、こうした要望にこたえるべく、一応見渡して、D、E、Fでも坂の上の方もありますけれども、そういう要望にこたえることは可能な、と思う空き戸数をざっと拾い上げてみますと、78戸のうち50戸弱ぐらいが、どうやら、そういう除雪の問題や、C団地より条件よく心配事が少なくなるのではないかと、そういう状況になっているわけです。

それで、あくまでも新棟立ち上げまでの仮移転ですから、Cに基本的な考え方をお持ちのようではありますが、それに限定することなく、こうしたD、E、Fの空き戸数の活用を考えていただきたい。これがまず最初にお伺いしたい点であります。いかがですか。

○（建都）住宅課長

さきほど、委員の方からお話がございましたように、基本的にはC団地を仮移転先ということで、前の入居者説

明会のときに申し上げたところでございます。理由といたしましては、最終的にあそこが市有地であるということ、また、D団地、E団地、F団地は今後集約する場所と、こういった観点で実はお話した経緯がございます。

ただ、実態といたしまして、C団地も空き家になってから相当期間がたってございます。当然、仮住まいをさせるにいたしましても、建設費等がかかります。また、一時的な部分という観点に立ちますと、今言ったような形でD、E、Fも入居可能かと思いますので、当然、私たちも、そういった部分では、こういった財政状況が厳しい折にということを考えますと、この辺をじゅうぶん点検して、そういった部分ではお金をかけないで、そういうふうな形で済むものであれば、状況を調べた中で、また移転者の意向も含めて、この辺については検討させていただきたい。こういうふう考えております。

○古沢委員

C団地は、マスタープラン、建替えてもオタモイ団地では最後ですから、平成27年、28年ぐらいになるでしょう。そうしますと、仮移転でなくて、できるだけ長く、そちらの方に移ってでも住みたいという人は、当然出てくると思います。「できればオタモイ団地から離れたくない。」というかたもいらっしゃいます。そういったかたには、ある意味では、住戸内の修繕はきちんと対応したいという考え方だと思います。それがCだと思いのですね。

ですから、D、E、Fは、それと同等とは言わないまでも、今のお話でしたら、できるだけお金のかけない範囲で、何とか対応できるようなことを検討したいということですから、そういうことを、さらに煮詰めていっていただきたいと思います。

二つ目は、来年いよいよ移転が始まるのですが、その移転の時期です。当初、入居該当者には来年の秋から年末にかけて、というふうに伝わっておりまして、冬間近の移転というのは、ぜひ辞めてほしい、というのが率直な希望だったのです。それで、できるだけ早目に、ということで検討ができるかどうか、これが二つ目です。

○（建都）住宅課長

B団地が建築、建替えということで、当然移転が必要になってこようかと思います。そういった中では、B団地は平成16年から解体ということでありますので、その前となりますと、15年度中ということで、冬を避けますと、最大限として秋口からかな、ということで考えてございました。

ただ、今言った仮移転先の絞り、あるいは、その改善方法等々がございまして、ある程度は時間に余裕を持ったところでございますけれども、実際にそういった中でお金をかけないで、ある程度、早目に済むものであれば、できるだけ前倒しを前提にした中で、対応は可能かと思いますので、その辺についても、じゅうぶん検討してまいりたいというふうに考えております。

○古沢委員

もう一点、検討をいただきたいのですが、引っ越し料です。移転助成費が支出されますけれども、概算でどの程度になるのかということと、できれば、政策的な移転ですから、この移転料の支出については、現行の規定を柔軟に対応させて、移転前に支出するということを検討いただけないか。どうですか。

○（建都）住宅課長

まず、移転の部分の概算といいますか、こういった部分については、いろいろと個々のケースがあらうかと思えます。また、個人によって世帯の人数の多少によって、増える荷物の部分もあらうと思えます。一応、担当の者が、単身のかたに聞いたところでは、大体、専門業者ですと4、5万円程度というふうに聞いてございます。

また、私たちの移転補償の算出に当たっては、2トン車でいきますと、4時間の範囲内ですけれども、1万4,000円、それに3人工ということで、1日稼働しますと3万9,000円、大体5万円程度ということなのかな、というふうには思っております。

現在の移転料につきましては、1回の移転について17万1,000円というふうな支出になってございます。

移転料の支払いでございまして、これまでは移転後に支払いということになってございました。その大き

な理由といたしましては、やはり個人財産がございます。ただ、全員が全員ではないのですけれども、やはり、撤去していただきたい個人財産については、それを確認した中で移転料を支払う、こういった部分は基本的な部分として、今までやってきた経過がございます。

ただ、大規模に移転をさせるという観点から、今回は年度途中でございましたけれども、生活保護といいますか、財政的に大変厳しいという家庭もございます。そういった部分につきましては、一応、本人の申請に基づきまして、事前に前払いという形で、全額ではございませんけれども、7割を限度といたしまして、支給したケースが3件ほどございます。

ただ、これが一律となったときに、今言った原則である個人財産等の部分の処理、この辺がどうなのかということも含めて、前金払いで払うにこしたことはないと思いますし、また支出は可能でございますけれども、今言った問題点をどういうふうな形でクリアできるのかにつきましても、ちょっと検討させていただきたいなと思います。

○古沢委員

法律上も事前の支出は拒否していないわけですね。ですから、あくまでも入居者個別の事情で移転するわけではないということです。事前に支出できるように、なお検討を詰めていただきたいというふうに思います。

住宅の関係は以上です。

◎国有財産特別措置法と国有財産の譲与について

次に、お聞きしますと、去年から始まっているらしいのですが、国の普通財産で、道路、河川等で現に使われているといいますか、そういう財産については地方公共団体へ無償で譲与をする、そうした事業が始まっているようです。

これに関してちょっとお尋ねしますが、これは、国有財産特別措置法の規定を受けての事業だというふうに考えていいのでしょうか。だとすれば、この特別措置法の目的とする趣旨はどのようなものなのか、お示してください。

○（土木）用地対策室堤主幹

お尋ねの国有財産特別措置法でございますけれども、これは、古くは昭和23年の法律第73号、いわゆる旧軍関係財産等の国有財産法に基づいてございまして、この法律の第3条第3項に規定する「普通財産を、公共の利益の増進、民生の安定、産業の振興等に有効、適切に寄与させるため、応分の間、その管理及び処分について同法の特例を設けることを目的とする。」というふうなうたわれた法律でございます。

○古沢委員

念のためですが、この特別措置法の第5条で譲与に関する規定があるのですが、この第5条の第1項第5号を念のために確認させてください。

○（土木）用地対策室堤主幹

国有財産特別措置法の第5条第1項第5号は、「河川等又は道路の用に供されている建設大臣の所管に属する土地について、国が当該用途を廃止した場合において市町村が河川等又は道路の用に供するとき。」とうたわれています。

○古沢委員

国土交通省ですね。

○（土木）用地対策室堤主幹

この法律ができたときには、まだ国土交通省になる前の時点でございますので、この法律の中身におきましては建設省という表現になってございます。

○古沢委員

今は変わっていますね。

それで、この普通財産の管理、処分を所管する機関は、小樽市のエリアで言えばどこになりますか。

○（土木）用地対策室堤主幹

現在の財務省ですけれども、北海道財務局が管理することになっております。

○古沢委員

13年度から始まっているというふうにお伺いしています。「法定外公共物譲与予定業務」と言うのだそうですが、既に13年度からですから、もう1年間が過ぎましたね。13年度に国から小樽市に対して譲与が決まった道路、河川について、もし延長キロ等で分かれれば、もしくは、それが無理であれば、道路が何か所、河川では何か所という聞き方をして分かりますか。

○（土木）用地対策室堤主幹

13年度に小樽市が、国から譲与を受けたものにつきましては、道路が104件、河川が51件、合計155件でございます。大変申し訳ございませんが、延長キロ数につきましては、調査ができてございません。

○古沢委員

しくみといいますか、法定外公共物の譲与は、今言った104か所、51か所、こういった土地というのはどういうふうになって決まってくるのですか。「小樽市からこれを下さい。」と言うのか、国の方から「これを上げます。」と言って決まるのか、その辺のしくみをちょっと教えてください。

○（土木）用地対策室堤主幹

さきほども申し上げましたように、地方分権一括法というところに根拠がございますので、基本的には、国の方から資料が示されて、その資料に基づきまして、小樽のエリアの中のマップを作ります。そのマップを作るときには、いろいろな都市計画図とか分筆図などを基に資料を作りまして、対象エリア、件数というものを土木現業所を通じて国の方に出します。

その申請に基づきまして、国の方から、「しからば、このケースについて調査しなさい。」ということで連絡が来ますと、私どもは、実際に現地へ行って見るわけではございませんけれども、機能上、土地柄、河川なり道路なりの機能を有しているかどうか、ということを前提に、そのエリアを対象として申請いたします。

最終的には、その申請に基づきまして、土木現業所を通じて、国の方が判断することになりますけれども、譲与の対象と、対象になって、改めて小樽市が「譲与をして下さい。」ということで申請をするということでございます。

○古沢委員

年次計画的に進めるようですが、13年度からいつまでの計画か。そして、各年度ごとの対象地域といいますか、これについてお知らせください。

○（土木）用地対策室堤主幹

小樽市が、譲与申請を行いましたのは、平成13年度からでございます。エリア的に申し上げますと、非常に大ざっぱな言い方ですけれども、13年度は祝津・手宮方面を行いまして、面積的にいきますと1,183ヘクタール、それから、平成14年度、今年度は小樽市の中心部を中心に札幌側、新光町まで、それから、手宮が昨年13年度で終わった所まで、延べ5,582ヘクタール。平成15年度は、中央部から蘭島寄り、長橋・蘭島方面にかけまして4,811ヘクタール、最終年度であります平成16年度は、中央部から札幌寄り、張碓・銭函方面でございまして3,850ヘクタールとなっております。

○古沢委員

例えばですが、これまで、道路の改修、市道認定などに向けて相談を受けていた箇所があるのですが、その中で二つ、調べてみましたら、地主が国だったという所があります。一つは、長橋5丁目の市道平尾通線と長橋中学校南団地通線をつなぐ横通り、助役の自宅の上の横通りです。ここと、それからもう1か所は、蘭島1丁目の国道から蘭島医院につながる道路です。いずれも国有地だったのです。

それで、ちょっとお尋ねしたいのは、例えば長橋5丁目のこの道路は、一部に幅員が4メートルに満たない所があったりしまして、「市道認定をしてほしい。」という付近のかたがたの要望が、それが理由になって、なかなか難しかった。それから、蘭島1丁目のこの道路は、国道から旧蘭島川までですから、50メートルに満たないような極めて短い道路です。今回、譲与予定事業の中では、例えばこういったことが障害になって、「小樽市としては、対象になっているこの道路は、幅員が狭いから受け取りません。ここは、こま切れだから受け取りません。」というようなことになるのでしょうか。ちょっと参考までに。

○（土木）用地対策室堤主幹

今のお尋ねの箇所が、果たして、来年度、国の方から譲与申請の対象だ、ということで示されるのかどうかは今のところは判断できないのですけれども、仮にそういうふうな対象だと仮定してお答えしますと、その実態は、機能的に道路としていかななものか、生活形態としていかななものか、そういうようなものを、しん酌して判断することになるかと思います。

○古沢委員

ただ、主幹は、現地を調べないで、一応、机上で、図面で受けるかどうかの結論を出すみたいなことを言いませんでしたか。

○（土木）用地対策室堤主幹

この法律の目的は、なるべく速やかに地方自治体に移すということが目的でございまして、現地の調査までを求めるのではなくて、なるべく早くやるということで、図上で判断するというふうにマニュアルにはあるものですから、私どもは現地での調査は今のところはしておりません。

○古沢委員

つまり、国が箇所づけをして示した所は、特別な事情がなければ、ありがたくいただくという事業ですね。無償譲与ですから、国の側からすれば、ただでくれてやるというのですからね。

ただ、ちょっと心配なのは、実際に現地を確認したら、そこは道路と言っているけれども、似ても似つかぬものだったとか、そういうことが起こり得る可能性も場合によっては含むかもしれないのです。国だって、きちんと確認をして、やっているかどうかというのは保証の限りではないです。

けれども、今言った参考までに挙げたところは、実際には、もう生活道路として使われておりまして、たまたま一部の幅員が3.8メートルぐらいの所が若干あって、市が、これを理由にして、これ幸いと、「市道としては認定できません。」という態度表明をしている道路なのです。ですから、対象にはなると思うのですが、これは、参考までに、追ってまた確認させていただきたいと思います。

それで、問題は、さきほどご答弁いただいたように、平成13年から16年までの4年間にわたる事業ですね。そうなりますと、譲与の対象になる道路などについて、例えば、どういうことが想定されるかということ、最終的に国から小樽市に移る契約の段階に至る以前に、例えば、調査委託をしたりとか、これは当然、登記が絡む話ですから、そういったことが必要になってくると思うのです。実測調査なんかをしなければいけないと思います。そういう諸費用が、かなりの割合で必要になってくると思うのですが、これは、全額、受け取る側の小樽市の負担ですか。

○（土木）用地対策室堤主幹

費用につきましては、いろいろ何点かございまして、例えば、委員が、今おっしゃられました事前の調査につきましては、調査委託費ということで、小樽市が、予算措置して、調査委託費をかけてやってございます。それから、登記につきましては、小樽市が、登記しなければならないものも出てまいりますけれども、場合によりましては、旧大蔵省名義で従来から保存登記をされていたものがある。あるいは、旧内務省名義で登記されていたものがあります。

こういうものにつきましては、財務局が、嘱託登記して小樽市にくれますので、その部分につきましては、小樽

市の費用はかからないのかなと思います。けれども、それ以外の無番地とか未登記のものについては、将来的に自治体の負担になるということになると思います。

以上です。

○古沢委員

それと、一番頭の痛い点だと思うのですが、大したありがたい話ではないという気持ちの方が、強いと思うのですね。実際は、それを受け取ると、道路の改修、整備、それから維持管理費用が大変になってくると思うのです。

そういった整備計画なり予算措置の見通しなりが検討されているのでしょうか。

○（土木）用地対策室堤主幹

譲与申請が昨年から始まりまして、平成16年までということで、まだちょっと時間がございます。それと、全体ボリュームがまだ明確にならない。そういったところもございまして、今後につきまして、計画全体をどうするのか、ということは検討していかなければならないでしょうけれども、現時点で、全体像が見えない中では、ちょっと細かいところまでは検討はできないのかな、とそういうふうに考えております。

○古沢委員

財務の側では、もう既に全体のものを押さえてあるでしょう。ですから、後手後手に回らないで、やっぱり進行中に、今、早目にそういったことを念頭に置いて、検討を進めておかなければいけないと思うのです。当然、市に管理が移りますと、その道路周辺の住民のかたがたは、市に対しての期待感が強いわけですから、直ちにそういう要望がどんどん上がってくると思いますよ。さきほどの道路の所だって、私は何年来も話を聞いている所ですから、管理替えになったら直ちにお願いに上がりますから、そういったことは、事前に検討しておかなければいけない、というふうに思っております。

これはいいです。

◎オタモイ2丁目の開発行為について

次に、開発行為についてちょっとお伺いいたします。

実は、今日の10時から、梅ヶ枝団地の陳情案件にかかわって現地調査に行きました。私の質問する箇所とは違うのですが、聞きしにまさるといつか、前回、武井委員が、いろいろと説明していただいて、僕は、まさにそのとおりだな、というふうに今日見て思いました。

この梅ヶ枝団地の宅地造成事業の概略をちょっとご報告いただけますか。この後の私の質問にちょっとつながるものですから。

○（建都）住宅課長

梅ヶ枝団地の宅地造成に係る部分ですけれども、これにつきましては、建築都市部住宅課で分譲、販売をした経過がございます。そういった観点でご説明申し上げます。

実は、募集を2期に分けまして、1期目につきましては、昭和40年6月、2期目が昭和41年7月ということで、それぞれの竣工につきましては、1期目が昭和41年5月に竣工して、このときの区画につきましては18戸でございます。また、2期目につきましては、昭和41年11月に竣工いたしまして、このときには26戸、あわせまして44区画の部分で分譲してございます。

敷地につきましては約85坪、また、建物につきまして、簡易耐火構造というのはブロック造りの平屋建て、17坪部分ということで、これはパンフレットでしかご説明できませんけれども、あわせて193万円ほどの譲渡価格で分譲した。こういうふうな経過でございます。

○古沢委員

私が、この後に聞きたい開発行為について、昭和40年代の開発行為のことについてお伺いするわけですが、今日見せていただいた梅ヶ枝団地の状況から、本当に昭和40年代の宅地造成事業や開発行為というものは、相

当ずさんというか、大ざっぱというか、そういうものだったな、ということを目の当たりにさせていただいたのが、今日の現地調査だったなど、そういう実感を持っております。

そこで、お尋ねしたいのですが、オタモイ2丁目での開発行為についてです。

実は、昭和53年に、我が党の北野議員が、この開発行為に関して、当時、志村市長に質問をしています。要約すれば、一点は、開発行為申請者は、当時の自民党S市議会議員だ。二つ目は、排水口をつけるため、地主である国鉄の承諾が許可条件になっている。三つ目は、その後、工事が中断されたままで、土地を買った人は家を建てられないで困っている。四つ目、与党議員だからと市長は遠慮しているのではないか。五つ目、善良な市民をだます悪徳不動産屋、これらが物議を醸し出しているようだけれども、悪徳不動産屋みたいなやり方に許可を与えた責任がある。一日も早く解決せよ、とこういう質問をしたわけです。

これに対して、志村市長はその前に、この質問が終わった後、与党議員から発言があって、「真偽がはっきりしていないことだ。ばかな質問だ。不穏当で削除しなさい。議長から注意しろ。」こういう発言が飛び出して議場が騒然とした、と当時の会議録を見ますと、容易に想像されます。

市長は、これに対して、次のように答弁しています。

「確かに、遅れている。施行者であるS氏に正式に許可条件を全うして工事を早くやりなさいと指導する。当然やってもらいます。与党議員だからと特別扱いはいらない。」とこのように答弁されています。オタモイ2丁目27番地外の区域で行われた開発行為であります、この開発行為の概要について報告してください。

○（建都）都市環境デザイン課長

オタモイ2丁目の開発行為の概要でございますが、申請場所につきましては、オタモイ2丁目27番外になってございます。申請者につきましては、小樽市内に在住されていたかたの個人申請になってございます。開発許可につきましては、昭和46年10月23日、面積約2.1ヘクタール。土地利用計画でございますけれども、これにつきましては住宅というふうになってございます。

○古沢委員

その後のおおよその状況も、ちょっとお知らせいただけますか。

○（建都）都市環境デザイン課長

昭和46年10月に許可を得てから、いろいろ宅地造成の関係を進めていたというふうに聞いてございます。それで、昭和46年に工事に着手した後、なかなか工事が進まないものですから、市の方としましては、昭和51年6月、さらには昭和53年10月ということで、開発行為の早期完了依頼通知書を、本人あて送付してございます。

○古沢委員

その先は、これは完了していないのですね。

○（建都）都市環境デザイン課長

この後でございますけれども、国鉄の承諾の関係、さらには土地所有者の了解、それから給水計画、消防水利の問題等もございまして、事業が中断状態というふうに聞いてございます。

それで、昭和63年6月に、この個人のかたが、亡くなりまして、そのまま現在に至っております。

○古沢委員

昭和53年の議会での出来事です。今さらという思いもしますけれども、北野議員の名誉回復でもありますから、不穏当な発言だから削除しなさいというような内容では全くなかったわけですね。北野議員が指摘したような内容だったわけです。

現在、この開発区域に接続する私道、国道から開発区域までの間に接続道路があります。これは私道です。この道路沿いには、住宅や事業所などが約30戸弱あります。実は、じゅうぶんな幅員の道路なのですが、砂利道で、そのままでは、ほこりも立って大変な状態ということで、「簡易的な整備だけでもやってももらえないか。」という要

望が、私自身に寄せられたのはもう2年以上も前になります。

さらには、この開発区域内は、ざっと数えてみても30筆以上に分筆をされて、その多くが売却されているようです。こうした道路整備について、この間、住宅取得者などから、市の方に相談事や苦情は、寄せられてこなかったのですか。

○（建都）都市環境デザイン課長

ただいまの区域内でございますが、現在は約60筆、23名のかたが所有されております。それで、相談とか苦情ということでございますが、道路整備以外、特段の相談はないというふうに聞いてございます。

○古沢委員

道路整備以外は特段ないということですから、道路整備はあったということですね。

それで、お尋ねしますが、この国道から開発区域までの接続道路、取付け道路というのでしょうか、この問題の開発行為ではどのように扱われていたのですか。

○（建都）都市環境デザイン課長

昭和46年ということで、ちょっと古くて書類が出てきてございません。それで、最終的な確認はとれてございませんけれども、当時は、開発区域に至る道路、国道から開発区域までの部分でございますが、恐らく幅員6メートル以上で整備することが、条件ではなかったかな、というふうに考えております。

○古沢委員

そうですね。「取付け道路を整備しなさい。それから、排水流沫の処理について、土地所有者である国鉄の承諾を取り付けなさい。」と、これが許可条件になっての開発行為だったと思うのですが、現在ある小樽市開発指導要綱の第1条の目的、この開発指導要綱の目的ですね。これを簡単に説明してください。

○（建都）都市環境デザイン課長

開発指導要綱の目的でございますが、「本市の地域に適応した良好な宅地開発を行うため、開発行為についての必要な事項を定めることにより、無秩序な市街化の防止を図り、もって良好な生活環境の確保及び明るく住みやすいまちづくりに資すること。」を目的としてございます。

○古沢委員

ついでですが、この要綱の第22条ではどのように規定されていますか。

○（建都）都市環境デザイン課長

第22条でございますが、この部分につきましては、平成12年3月まで、「市長はこの要綱に従わない事業者に対し、必要な措置をとることができる。」という内容になっておりました。それで、この表現そのものが、一部不適切な部分があったこと、さらには、他市の開発指導要綱等を調査した中では、この条文が盛り込まれていないことなどを総合的に勘案しまして、平成12年4月1日から、この条文につきましては、「市長はこの要綱の遵守について事業者の理解と協力を得ることができるよう努めるものとする。」という内容に改正してございます。

○古沢委員

この開発行為が、ご報告いただいたように、宙に浮いたままになっているわけですね。開発行為を申請されたかたが、昭和63年に亡くなっている。この間、昭和51年、53年には「早期に工事を完了させなさい。」という依頼をされているようですが、その後、市は何らかの対応を、例えば、都市計画法で定める援助とか監督処分とか、こういったことにかかわるような行為が、適切に行われてきているのですか。

○（建都）都市環境デザイン課長

市の対応の部分ですが、ただいま説明がありましたとおり、二度に分けまして、早期完了の依頼通知を出しております。その後、担当者のメモによりますと、昭和63年に本人が、亡くなられたこともございまして、奥さんの方に、この開発許可の関係を確認してございます。奥さんの方からは、「全く分からない。」というようなコメント

があって、それ以降、現在に至っております。

○古沢委員

奥さんの話が出ましたから、開発許可に基づく地位の承継というのは一般承継ですね。

○（建都）都市環境デザイン課長

そのとおりです。

○古沢委員

そうしますと、一般承継人というのはだれがなるのですか、この開発行為の場合は。

○（建都）都市環境デザイン課長

一般承継人というのは、相続人外ということで、この開発許可にかかわります会社、法人といいますか、そういった部分が承継人という経緯になってございます。

○古沢委員

だから、だれがなるのですか、これは。

○（建都）都市環境デザイン課長

基本的には、奥さんが承継人というふうに考えてございます。

○古沢委員

許可に基づく地位というのは、許可を受けたことで発生するすべての権利義務ですからね。ですから、工事完了をさせるという義務、もしくは、何がしかの事由で廃止する場合は、廃止の届出をする義務、これらを含めて承継するわけですね。

そして、担当者のメモによればというお話がありましたけれども、きちんとした承継人に対して、この開発行為を進める、廃止をする、そういうきちんとした指導といいますか、援助を、市としては、承継人に対して果たしてこなかったということでしょうか。

○（建都）都市環境デザイン課長

メモの中では、特段、奥さんにその辺の工事の廃止の届出など、というところまでのお話まではされていないような内容になってございます。

○古沢委員

現在でいいですけども、現在、開発行為に対しての許可を与えた場合に、許可を与えっ放し、もしくは、許可を与えた後、「多少なりとも遅れていれば早くやってください。」と、その程度なのですか、市が関係するというのは。現在はというふうに取り扱っているのですか。

○（建都）都市環境デザイン課長

現在の取扱いでございますけれども、この開発行為の廃止届出の手続、その辺がきちっとされておりません。それで、可能であれば、第三者による開発行為の申請なりがあればな、というふうに考えてございます。

○古沢委員

この開発行為ではなくて、現在、別口で開発行為の申請があって、そして、これに許可をする。そうした場合には、許可をした開発行為に対して、市はというふうに関係するのですか。

例えば、今のオタモイ2丁目みたいに、昭和63年に亡くなったから、そのまま宙に浮いているというふうにして、そして、今は平成14年ですよ。こんなことはあり得るのですか、ということを知っているのです。

○（建都）都市環境デザイン課長

ただいまの質問の部分でございますが、通常であれば、承継人に対しまして、所定の手続をするようにお話しすべきかなというふうに考えてございます。

○古沢委員

私の質問はもう終わりますけれども、現に、昭和46年に市が、許可をした開発行為によって開発区域が決まった、国道からその区域につながる道路について、許可条件の一つに道路の整備というものがあった、そうすると、その市道沿いに住まわれていた人と、さらには、開発区域の中に分筆された土地を取得した人が、どういうことを期待するかというのは推して知るべしですね。それが、宙に浮いたまま投げられたわけです。それで、現在の開発行為に対して、このような対応を小樽市がとるはずもないわけです。

砂利道で、あれだけの幅員がきちっと確保されている道路というのは、小樽市ではそうないと思いますよ。ここに住んでおられるかたが、せめて砂利道でこぼこになった、そこを、簡易的でもいいから整備してほしいという要望を出しているのですが、これは、言ってみれば、私道の沿線に住む住民の身勝手な要求というふうに切り捨てることができますか。

○建築都市部長

今、オタモイの方のお話がいろいろございました。確かに、開発行為の許可を申請した者に対して、市の方が許可を出すということについては、その許可後の工事の見守りといいますか、確認をして、それが適切に行われることを指導していくという義務がございます。

そして、このオタモイ2丁目につきましては、当時、結果的に見ますと、死亡をされたという時点で、それまでも順調な工事ということが、行われていなかったということがございますので、なおさら、死亡した時点で、ご家族を含めた関係者のかたと、継続するのか、または辞めるのか、そのあたりのことを、もうちょっときめ細かい確認をしながら、それなりの手続をしていくべきだったと思います。

その結果、開発行為の場合は、申請者、事業者だけではなくて、その開発行為内に住む人、土地を買う人、また、時によっては地域外の人にもいろいろ影響を及ぼすということがございます。そういう意味も含めて、開発行為というのは、許可制度になってございますので、こういう部分については、やはり適切に、市としても、事業を完了するまでの継続的な対応というものが、求められるべきだと思います。

ただ、それが、どの程度行われているかということも、現在、今後の問題として当然ございます。ただ、なかなか、これだけ景気が悪くなって、事業をするということの話が、やはり、事業者が、経営的にまづくなって事業を放棄したとか、そういう事業もないわけではありません。そういう部分では、地権者との関係、それから事業能力との関係、だれが継承できるのか、そういうような部分も含めて、なかなか難しい問題ではあります。

基本的には、民間の事業者たる人が責任をとって、また、その人が責任を負えなくなった場合には、その責任を継続すべき人が、その事業を継続するような形での、行政的な確認なり指導は当然すべきだと思います。それがなされなければ、やはり、何らかの形で、その事業を中止するなら中止するなり、後々に被害を及ぼさないような処置が、最低限できるような形にするとか、別の第三者に事業を継承するとか、市のできる範囲内の働きかけというものがあるべきかなど。それも、規模が大きくなれば、なかなか難しい部分もございますけれども、やはり、そういう開発行為の与える影響の大きさということも、頭に入れながら対応すべきだと思います。

ただ、結果的に、こういう部分で、できた道路について、私どもの方の開発行為の中では、その当事者がいなくなったというような部分で、その後、本来であれば、最終形として整備されて活用されるという部分についての対応というのは、開発行為を許可した方としても、なかなか難しい部分があるのですけれども、それは、開発行為ということだけでなく、ほかの部分での対応なりご相談に応ずる部分があれば、私どもも考えて対応していきたいと思っています。

○古沢委員

現行の都市計画法の第48条では、国及び地方公共団体の援助というふうに規定しています。私が言うまでもないことですが、「国及び地方公共団体は、市街化区域における良好な市街地の開発を促進するため、市街化区域内において開発許可を受けた者に対する必要な技術上の助言又は資金上その他の援助に努めるものとする。」

と。実になるほどなという第48条です。

最後に、ご答弁いただいた点を、今一度確認させていただくということで、大変恐縮なのですが、私は、こういう経緯をたどっている所であれば、付近の住民のかたがたの行政に対する要請、要望も極めて控え目でして、これは市の責任だと迫っているわけではないのです。

けれども、そういう経緯、経過がある所だから、「せめて簡易的なほこりの立たないような状態にしていだけないか。」という要望は、到底、身勝手とは思えないのです。ですから、そのところは、最後にご答弁をいただいたことにかかわるのですが、そういうことを含めて相談に乗れるということで確認してよろしいのですか。

○建築都市部長

開発行為の部分につきましては、私どもが、担当部署ということでお答えをさせていただきます。

ただ、その後のそういう経緯があったということでもありますけれども、その後の道路等の整備につきましては、今の市全体の、直接の担当部署ではございませんので、なかなかご答弁が難しい部分がございます、その部分のお話は、なかなか対応が難しい部分があるかなというふうに思います。その部分については、できるできないということではなくて、そのあたりの状況というのは、庁内的にもお話をさせていただきたいということでございます。

○古沢委員

最後に、しつこいようですけれども、土木部長に確認させてもらいます。

開発行為が完了した場合に、こうした道路は、原則といいますか、基本は、小樽市の管理に移りますね。そういうことも踏まえて、今のご答弁に、重ねて、道路問題ですから、土木部長の方からもご答弁いただきたいと思うのです。

○土木部長

確かに、今、前段で言われましたように、当然、開発行為が完了すれば、うちの方の基準というか、市道の基準にマッチするということであれば、今までもそうですし、当然これからは帰属を受けて管理していくというのが前提でやっております。

そんな中で、今回のオタモイ2丁目の部分につきましては、従来、相当の年数がたっている部分の物件でございます、やはり、権利者とのいろいろなかわりの中で、今まで放っておかれたというのが実態でございます。その中で、今、道路用地としてある部分、現道で使っている部分ですけれども、ここらについても、当然、民有地のものになっていまして、その部分は、我々が、直接その人たちに一件一件当たるといのは大変な量なものですから、一つは、地域のかたがたが、一丸となって、例えば用地の問題は処理をするから、今お話しのように道路を整備してくれとか、こういった方向に展開していくのであれば、これは検討していかなければならないだろうと思っております。

もう一つは、今お話しのように、何しろ民有地の部分なものですから、勝手に簡易舗装でもいいからということで、私どもが、管理者の同意を得ないでやるというのはなかなか難しいのかなと思います。

いずれにいたしましても、地域の地権者のかたがたの了解が得られた中で、整備の要望が、地域のかたがたから出てきた場合には、何らかの対応はしていかなければならない。こんなふうに思っております。

○古沢委員

すみません。しつこいようですけれども、最初に部長からご答弁いただいていた内容で言うと、かなりの時間が必要になる可能性がある場所でもあるのですね。それぞれ道路に係る地権者が相当数いますけれども、中には、今どこに住んでいるか分からない人もいます。私の知る限りで言えば、全国をまたにかけて郵便局や事務所を荒らして、全国指名手配を受けて逮捕されたという人物もその中には含まれております。

ですから、これを、周辺の人たちが協力して、地主さんの協力も得てというふうに人任せにする、というわけに

いかない事情を多分に含んでいる道路だと思います。そういう道路であればあるほど、とりあえずはせめてという要望と、それから、時間がかかってもというときに、小樽市がどう手助けできるかという二段構えで、ぜひ検討をいただければということを、最後に要望して終わりたいと思うのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○土木部長

基本的には、やはり、土地の所有者から承諾をもらわなければ、なかなか難しい道路でございまして、大変申し訳ないですけれども、今回の私どもの議案のように、地権者からそういった問題が出てきた場合には、これまた一つの大きな事件にもなりかねないところも含んでおります。

やはり、原則は、土地の所有者というか、地権者が、そういったものをきちっと整理されてからでないと。承諾をもらえない土地が、たまたま道路の真ん中にあったとすれば、そこを除いて舗装するというわけにはいかないだろうし、一定の幅員をきちっとした形で整備をするとなれば、道路敷地に入っている権利関係というものが、きちっと清算されていないと、なかなか難しいのかなと思っています。

今言われるように、部分的にという話もございすけれども、これなどにつきましても、どういう形態になっているか、私どもも、建築都市部にもお聞きしながら、検討していかなければならないですが、やはり、基本的には権利関係を整理してからでないと、なかなか難しいということをご理解いただきたいと思います。

○古沢委員

それは分かりました。

ただ、今言った人物の件は、もともと小樽市内のあちこちで、分筆されて宅地開発されるような土地、そのまま林になっているような土地もありますけれども、結構出てくる名前ですよ。土地ブローカー的に小樽で活動していた人物ですから。

ですから、こういった人なども含めて、一から十まで全部自分たちで整理をしてくれないと、私どもは動かせませんというわけにはいかないですから、そういった問題が、よりはっきりと、例えばですよ、そういう問題が実際にネックになって、地権者全員から同意を得られないなどとなった場合に、小樽市としてのしかるべき手助けが必要になってくる、そういうことだって可能だと思うのです。

それと、部長がおっしゃった、今回の議案というのは売り払った話ですからね。砂利道に切削材を乗っけてちょっと圧をかけたという話と一緒にならない話ですから、そんなことと一緒にしないでいただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○成田委員

◎欠陥道路の整備と歩道上の電柱について

僕の方からは、道路の件と公園の件で質問したいと思います。

最初に、道路の件ですけれども、前に欠陥道路というのが何本かあったと思うのです。今、砂利道で砂利が掘れていまして、側溝は整備されているのですけれども、側溝に雨水が入らないで、道路の砂利の所が、水路みたいになって、川の状態になっています。今年は特に雨が多かったものですから、ひどい状態で、道路の真ん中が、川みたいになっている状態があったのです。その砂利の処理の仕方というか、道路の整備を考えてくださっているのかと。どうなのですか。

○（土木）管理課長

土木部の管理課におきまして、道路整備につきましては、認定された市道、あるいは市の方に寄贈された道路、

この道路の整備については、市の責任でやらなければならないと感じております。しかし、民地の道路とか、さきほどこのご質問にもございましたが、国の所管になっている道路とか、北海道の管理している道路とか、いろいろありますけれども、欠陥道路というのは、担当する課が異なりまして、なかなか土木部の方で他の部局の道路を整備するところまでは、まだじゅうぶんにいっていないと思います。

○水道局次長

場所が特定できないものですから、今お答えするのはなかなか難しいのですが、一般論で言えば、土木部の管理道路になっていけば、土木部の方で整備することになります。今言われている所は、付近住民が通行しない、そういう道路であれば、場所を確認して水道局の方で、砂利が足りないのであれば砂利を入れるなりして、そういう整備の仕方は毎年やっております。後ほど、場所の特定をしていただければ対応します。

○成田委員

それでは、場所は後で連絡しますけれども、何本か見受けられるのですよ。かなりの長さの距離なのですが、砂利でひどく掘れている状態で、その砂利が流れて、側溝へ入って行って、側溝が詰まっているという状態になっていますので、その整備をお願いしたいと思います。道路のことだから土木部の方かなと思ったら、水道局だったのですね。分かりました。

それでは次に、歩行者が歩く歩道の真ん中に電柱が立っているのですよ。北電の電柱と、N T Tの電柱というのかな、それが歩道の真ん中に立っている。話をしながら下を向いて歩いていたら、「ドン」と電信柱にぶつかってびっくりしたという話も聞いておりますので、その辺の要請というのは、どの程度、どういうふうな形で進められているのか。

そのまま認めて、暗黙のうちにそのままずっとやっておられるのか、その辺を確認したいと思います。

○（土木）管理課長

歩道あるいは道路上の占用の関係ですけれども、北電柱、N T T柱につきましては、道路工事に伴う移転の必要があるものについては、北電やN T Tに依頼して移設していただいております。

あとは、民家のかたで、ご自分の都合によって移転の必要のある場合につきましては、N T Tとか北電に申し込んで、費用の方はご自分の負担になる可能性が高いということです。

ただいまの歩道の真ん中に、N T T柱あるいは北電柱があって危険だということであれば、調査しなければ分かりませんが、ただ、移設可能な場所がなければ、端に寄せても、民家の所であれば、許可をもらえなければ、今度は電柱自体を、どこに移していいのか分からなくなります。そういう個別の話になりますと、具体的に場所を特定して、相手方がN T Tなのか北電なのか、協議していかなければならないというふうに考えております。

○成田委員

本当に歩道の真ん中にあるのですよ。後でまた、この箇所この箇所と教えてあげますので、N T Tと北電の方に連絡をとって、移転できるものは移転していただきたいと思います。その辺はよろしくお願いします。

◎小樽公園と潮見台公園の整備について

次に、花園公園の整備検討委員会を開くということで、何回か答弁をいただいているのですけれども、その整備検討委員会の今までの経過、どのような内容の話をされているのか、お伺いしたいと思います。

○（土木）公園課長

花園公園、正式名称は小樽公園ということになりますけれども、小樽公園につきましては、明治の時代に開設された公園で、100年以上たっている公園です。この100年という経緯の中で、公園を取り巻く自然環境とか社会的変化、また市民のニーズが変わっていくということ、そういうものを含めた形で、市民に親しまれる小樽のシンボリックな公園をつくりたいということで、小樽公園についての再整備の検討を行っております。

それについては、平成12年度に、土木部内の若手10名を選びまして、検討委員会を立ち上げ、3回ほど、若手の

職員の意見等を聞きまして、その後、昨年13年は9月と12月の2回、小樽公園に関係のある部局の課長レベルで、庁内検討会議を開いております。その中では、小樽公園の中に実際に施設を持っている担当課の中で、いろいろと問題点の洗い出しをしております。

一例を挙げますと、駐車場についてどれぐらいとか、こどもの国の利用についてとか、そのようなこと、土木部で施設管理をしている部分での、業者委託にする問題点などの洗い出しをしております。

○成田委員

今、何回か、問題点、問題点と聞いたのだけれども、何を問題点としているのかというところが聞き取れなかったのです。僕なりに、中に老朽化した施設もあるし、それと、市民が憩える公園施設なのに、それにふさわしくない施設というものもあるのではないかとと思われる部分があるのですよ。

その施設は、整備管理に必要な施設だと思われるのですけれども、公園整備の失業対策事業というか、そういう施設が点在していますね。公園敷地内ですから、それを敷地内から土木部の管理の中でどこかへ移してもらって、あそこを整備することによって、また公園に憩える場所がつかれるのではないかとということもあります。また、当然、駐車場も完備していかなければならないし、それから、小樽市内のバス路線も考慮して、利便性を考えていく必要があるのではないかと思いますのですけれども、その辺は課長はどう考えていますか。

○（土木）公園課長

今、委員の方から何点か課題をいただきました。ふさわしくない建物とか駐車場の問題、バス路線と。今はバス路線になっていないのですけれども、市民が入ってこられる道路をバス路線にしたらいいいのではないかと意見がありました。それについては、当検討委員会の中でも、駐車場の問題とか、公園としての不適合施設ということでの問題点としても出されております。それについては、すぐにできるものとできないものがございます。当然、できるものについては、よい方にもっていききたいと今考えております。

バス路線につきましても、バス路線ということではないのですけれども、いわゆる公園内交通の課題についても挙げられております。今すぐ、このバスを上げるとかということではないのですが、今言ったように車の流れとか、公園の中に交通を流していいのかどうか、そういう課題についても当委員会でも出されております。そういうものについては、今すぐできるものとできないものがありますけれども、課題を整理して、たくさんの市民が利用して、憩えるような方向に持っていきたいと思っております。

○成田委員

公園というのは、市民が憩えるためというか、そのために公園というのでできると思うのですね。緑地帯にしても、子供の遊び場にしてもですね。そういう意味から言いますと、やっぱり市民が憩えるような場所、できればそういう施設をつくることによって、達成できるのではないかと思います。

それで、小樽市内に街区公園、それから近隣公園、地区公園、総合公園、緑地という形でありますけれども、この中の、街区公園は各地域に点在していると思うのですが、この街区公園の中で、市民と一緒に参加して公園づくりがなされた場所は何か所がありますか。

○（土木）公園課長

今おっしゃられているのは、市民と一緒に整備されているということか、市民と一緒に活動されているということとかちょっと分かりませんが、活動されているということであれば、市民のかた、地域住民のかたと一緒に管理を行っているということで、公園愛護会というものをつくっております。それについては、市内に66か所設けておりまして、そのかたたちと一緒に維持管理等を行っております。

○成田委員

僕が聞いているのは活動しているということではないのですよ。公園をつくるときに、地域住民と一緒にやってつくった公園がありますかということを聞いているのです。

○（土木）公園課長

公園整備に当たりましては、都市公園として90か所ございます。私はその全部を把握しているわけではないですが、最近の例として、今年度開設しました銭函地区の「ほしの丘の上公園」につきましては、ワークショップという形で、市民のかたに意見を聞きまして、一緒に整備をしたという経緯があります。

○成田委員

やはり、市民と一緒にワークショップというか、共同による公園づくりをやると活用度が違うと思うのです。これは、今まで小樽市の公園課が、一生懸命に汗をかいてつくって、「はい、どうぞ使ってください。」ということで市民に渡しますね。そのときの公園というのは、自分たちの公園でありながら、市民の公園でありながら、市民が遊べないというか、人のもののような感じで身近に感じないというか、そういう公園というのは幾つかあると思うのです。

例えば、マイカルの所、築港駅の横に公園があるのです。あそこの公園は、実際に人の集まらない、人が憩えない公園なのです。若竹町の老人クラブの人たちが、ゲートボールをやりたくて、場所を提供してもらおうと思って行ったが、面積がとれないのです。広い敷地でありながら面積がとれない、また遊べない公園になっているものですから、その辺は市民との話し合いがなされていたのかどうかということで、それをちょっと聞いたかったのですけれども、どうでしょうか。

○（土木）公園課長

今、委員がおっしゃられたのは、駅の横の広場公園のお話ですか。

○成田委員

2棟建っているマンションの駐車場に使っている所の隣だよ。

○（土木）公園課長

築港広場公園につきましては、現在、若者たちが、スケートボードをやっている所ですね。あそこは、景観に配慮した形で、下にインターロッキング舗装などもしておりまして、景観に配慮した形で整備した公園です。そういうことなものですから、ほかの所の多目的な使い方をされている広場公園といいますか、ゲートボールに使われているような公園がございすけれども、最初に計画する段階から、そういう形ではやっていないものですから、ゲートボール場という形ではちょっと使用できないと思います。

○成田委員

最初から目的が違ってつくられたのだと思いますけれども、その辺は、地域の人たちとゆっくり話し合いながら、地域の人を絡めて一緒に公園づくりをやるとそういう問題も起きないだろうと。そこが憩えるいい場所になれば、公園の活用度というものも変わってくるし、整備のやりがいがあると思うのですね。

それで、整備が行き届かないというか、せっかく昭和58年につくった潮見台公園なのですが、潮見台公園は活用度がほとんどない公園なのです。これからこの公園を都市公園の中でどう位置付けていかれるのか、ちょっとお伺いしたいのです。

○（土木）公園課長

潮見台公園につきましては、当初、失業対策事業の中で下地を整備して、それを都市公園法に基づく公園として、今現在位置付けております。

利用度につきましては、確かに非常に数が少なく、今年度も、市の方に届出がありましたもので2件ほど、遠足等で使いたいというお話はございました。そういうことで、場所が、ちょうど潮見台浄水場というか、水道局所管の浄水場の横で、町の中からは若干離れておりまして、今現在は非常に利用者が少ない箇所でございます。

今後の整備の仕方は、今現在は近隣公園という公園の用途区分になっておりますけれども、当然、利用状況といいますか、そういうものを見て、開園して20年近くたつ公園でございすけれども、再整備に当たりましては、そ

というような地域の要望とか、時代の要請に合った公園の再整備について考えていきたいと思います。

○成田委員

この潮見台公園は、市民からも、「あそこにパークゴルフ場を開いてくれ。」という要望が多いのですよ。それで、1.7ヘクタールあるということは、広さ的にもかなり広いと思うのです。

ちなみに、銭函のパークゴルフ場と自然の村のパークゴルフ場の面積はどのぐらいありますか。

○（土木）公園課長

正確な数字はちょっと持ち合わせておりませんが、銭函のパークゴルフ場も大体1.7ヘクタールぐらいだったような気がしております。

○成田委員

自然の村は。

○（土木）公園課長

概数ですけれども、1.7ヘクタールより若干小さかったように記憶しております。1.5ヘクタールぐらいだと思います。

○成田委員

ここは広さ的にもじゅうぶん可能な場所だと思います。また、市民が要望している用途なのですが、これは、都市公園法に準拠しているというか、これを用途変更するのは難しいのですか。変えるということは難しいのですか。

○（土木）公園課長

都市公園という都市計画決定をしている状況です。その都市計画決定の網を外すということであれば、当然、都市計画法の手續を踏んで、都市計画審議会なり何なり、そういう経緯を踏んでいかなければ、外すということは難しいことになると思います。

○成田委員

これは、何とかその辺をクリアできるものがないのかなという感じがするのです。また、何回も言うようですが、ここは隣が浄水場なのです。潮見台の浄水場には歴史的な建造物もありますし、芝生もきれいに管理されているのです。それで、公園とはいえ、隣が雑草で荒れているような状態なのです。

その辺を含めて、潮見台浄水場へ行くには、砂利道ですけれども、道路がきちっとついています。それは市道だと思います。それで、公園の方へ行くのも可能だと思われるのですけれども、潮見台公園を用途変更するというか、社会体育施設にするとか、そういうようなものにして、市民に、「どうぞここを提供しますから、使ってください。」という形にはならないのですか。

○土木部次長

私どもは、公園の整備に当たりましては、基本的には、公園は公園で整備をしていきたいというふうに思っております。最近の例から申しますと、朝里川公園であるとか、あるいは銭函の公園であるとか、色内ふ頭公園であるとか、実は非常に大きな面積の所の整備をしてきてございます。

そういった中で、私どもは、今年度から来年度に向けまして、来年度にできるかどうか分かりませんが、整備した公園が子供たち、あるいは大人のかたに、どういうふうに使われているのかということは、正直なところ、私どもでは把握していない部分がございます。そこで、そういったことも把握しながら、そこに住んでいらっしゃるかたがたのニーズなりも把握する中で、どういうふうに公園の整備をしていけばいいのか、そんなことは考えていきたいと。

ただ、パークゴルフ場につきましては、市内では民間も含めまして、幾つかの場所で開設をされておりまして、非常に利用されているということもあります。社会体育課の方でも、そういった意味では、私どもと用地がオーバ

ーラップする部分もございますし、相談をしていくことにはなと思います。

私どもとしましては、公園として何とかそういった市民ニーズに合う、皆さんに利用してもらうために、果たしてどういった整備が、どこの場所がいいのか、そういったものも考えながら、その中で必要があれば、社会体育課の方とも打ち合わせをしながら、相談に乗っていきたい、そんなふうに考えてございます。

○成田委員

それと、市民が参加してもらえような検討委員会と。小樽公園の検討委員会は庁内で設置されているようですが、これについても、市民の要望を受け入れるような、検討委員会に市民も一緒に参加してもらいような格好にして、「これは市民にも責任があるのだよ。」という形でスタートすることによって、市民というのは重みを感じます。そして、責任を持って、公園整備に自分たちも参加したということで、整備も自分たちでやるようになります。

何回もくどいようですけれども、少年野球の子供たちは、野球を楽しんだ後にグラウンドをならして帰ります。

やはり、自分たちの次の参加、グラウンドを使う人のことを常に考えてそういうことをやるわけですよ。そういうことは、やはり大事なことだと思うのです。市民も、そういうことに参加させることによって、整備も自分たちがやる、そして、楽しんだ後にまた整備をする、自分たちが管理もやるような形になっていきますので、ぜひこういう話は進めてほしいと思います。

その辺はどうでしょうか。

○土木部次長

おっしゃるように、確かに、計画段階あるいは実施段階で、市民の皆さん、公園を使われる地域のかたがたに参加をしていただきながら、そういったものをつくっていくということは、その後の維持管理、あるいはまた愛着、そういった面で非常に重要な要素だというふうに思っております。

私どもも、さきほど公園課長の方からお話ししましたとおり、1か所ですけれども、そういった形で市民の皆さんに参画をしていただきながら公園をつくってございます。そういったものの様子も見ながら、なるべくそういったかたがたの声を取り入れていく方法について、そういうもので参加をしていただくのか、あるいはまた、どの程度のかかわり合いがあるかは、整備をするものにもよると思いますけれども、できる限りそういったかたがたの声を生かしながら、進めていけるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○成田委員

終わります。

○久末委員

◎赤岩2丁目で発生した交通事故について

それでは、一つだけお聞きしたいこととお願いがあります。

ちょうど1週間前に、赤岩2丁目でお年寄りの痛ましい交通事故がありまして、今日で1週間たったわけです。

この状況をご存じのかたも多いと思いますけれども、サンクスの駐車場の所で事故があったわけですが、ここは、非常に車の量が多い、それから人が歩く量も多い、赤岩では一番の目抜き通りです。不幸なことに、このサンクスは非常に駐車場の奥行きがないというか、すぐ歩道に面しているという部分がありまして、買い物をした車が帰るときにバックで下がると、確かに運転手さんが、車に乗るときは人はいなかったかもしれませんが、交通量の多い所ですから、そこで人の動きが出てくるわけですね。

今回も、背の高い車で、後ろのおばあさんを確認できなくて、そういう事故になったのですけれども、こういう場合に、駐車場に入るときに、そのまま真っすぐ入っていったいいものなののでしょうか。それとも、出やすいようにバックで入って、買い物をしたらそのまま出るというのが一番望ましいと思うのですけれども、そういうところ

についてはどうなのでしょう。

私は、この車が、ちゃんとバックで入って帰っていけば、こんな事故にはならなかったと思うのです。この場所は、今言いましたように、駐車場のスペースが非常に狭いわけです。ですから、どうしても、帰るときには、グッと下がるとすぐ歩道になるのです。そういう場合に、行政として、営業しているかたに、立て看板とかそういうものを置いて、「バックで入ってください。」とか、何か表示みたいなものを行政からお願いするということではできないのでしょうか。

まず一つ、それをお聞きしたいのですけれども、お答えできますでしょうか。

○委員長

交通安全対策課がいないので、どなたか答えるかた。

○久末委員

そうなのです。ここにいないので、ヒーティングのこととかいろいろあるものですから、まずその辺はどのようなかなということでご意見を聞きたいのです。

○（土木）管理課長

今の話は、道路から商店への車の入り方ということでもあります。市道を管理するということでは、土木部で管理しているわけですが、例えば、車の出入りをしやすいようにということで、商店が、歩道の縁石を切り下げるとかということについては、土木部の方で許可を与えるということになるのです。

ただ、現実には申請があった場合については、利用者のかた、あるいは商店のかたの利便性ということが優先的ということではないですけれども、通常、縁石を下げてほしいということであれば、歩道の縁石を下げたりと。下げるというのは、もちろん申請側の費用負担にはなりますけれども、そういうことでやっています。

特にセブンイレブンなどのコンビニが、市内にもすごくある中で、どのように道路から入っていくかということについては、ちょっと私どもで指導とかマニュアルとか、そういうはっきりしたものは持ってはおりません。

○久末委員

これは、私は、町会としてお願いするものかなとか、いろいろ考えたのですね。でも、地元というのは非常に言にくいので、何かそういう面でちょっと表示があればと思うのです。あそこは非常に狭いので、ぐっと入っていくと一番簡単なのです。

ですから、こんな事故でもなければ、このまま気がつかないでいたのかもしれませんが。やはり、私たちもあそこを見ていると、すごく人が通るのです。あそこはお店屋さんが並んでいますのでね。そういうときに、運が悪ければ、またこういうような事故になりかねないので、何とか商店主が、そこに何か立て札をして、「駐車場を使用する場合はバックで入ってください。」とか、そういうふうにしたら、買い物の人、その指示に従うのかなというふうに思ったりもしているのですけれどもね。

やはり、高橋議員もご存じのとおりだと思うのですが、本当に短いのですよ、道路との距離が。大抵、駐車場は割とスペースを大きくとりまして、中でターンしたりして出てくるのも見るのですけれども、とてもそんなような状況ではないように私たちは見受けているものですから、何かそこにそういうものを置いてほしいなというふうには私は思っているのです。ここはすぐ歩道につながっているものですから、そういうお願いみたいなことを行政から言っていただけたらいいなと思っていました。

そういうことはなかなか難しいわけですね、今の課長さんのお話だと。

○（土木）管理課長

道路からそういうお店の駐車場に入る場合ですが、個別に見れば、前に入るのか、後ろで入るのか、それは、それぞれいろいろあると思います。ただ、私の経験から言えば、例えば、病院などでは、「後ろから入ると排気ガスが直接病棟にかかるので前から入ってください。」という看板を見た経験はございます。

ただ、民地の中の店屋はどういうふうな形がいいかというのは、やはりそれぞれで判断していかざるを得ないのではないかと。私どもで、「道路から入るときには、そこのお店の場合はバックで入れ。」と言っても、バックで入った場合、今度はバックで歩道を渡ることになって、危険性が出るときに増すのか、入るときに増すのか、そこら辺の判断はなかなか難しいので、行政の責任において、「店屋の軒先に入るときに前から入ってくれ。」とか「後ろから入ってくれ。」という例は、私は記憶がないのです。ただ、交通安全対策課などの方とも相談してみて、そういうことがあるのかどうか、協議してみたいと思います。

○久末委員

それと、この場所は、ちょうど前の通りがバス通りで、赤岩1丁目と2丁目に分かれておりまして、2丁目の山の方が1丁目よりもかなり住宅の戸数が多いわけなのですね。そして、公的な施設、例えば、養護老人ホームの「はる」があったり、赤岩保育所があったり、郵便局があったり、それから北山中学校が2丁目にあったりということで、この場所は非常に交通量も多いし、人の出入りも激しいわけです。

そうなのですが、バス通りではなくて、山に上がっていく道というのは、非常に狭隘なために、これからまた雪対策で説明会なども行われると思うのですが、ここは、たびたび歩行者が転んで骨折したとか、危ないのでお年寄りがはって向かい側に渡ったとか、そういう話を聞かされるわけです。

ですから、ここに信号機をつけてほしいと。これも所管が違うのでやりにくいのですが、「信号機をつけてくれ。」という要望なども来ております。そのお話のときは、既存の信号機が両サイドにあるものですから、ここは、この信号機の間で、距離が近過ぎるからうまくないというお話も聞いております。

手宮のバスターミナルの所は、今日通ってきまして、まだ信号機にカバーをかけておりましたけれども、あんな近い距離の所に設置できるのだったら、赤岩の方はもっと距離があるからいいのかなと思いながら、今日の現地視察が終わったときに、バスの中から見ていました。

そのようなことで、「信号機も欲しい。」、それから、「あそこは非常に危ないので、ロードヒーティングもしてほしい。」という要望が、私のところにたくさん来ております。

道路の拡幅については、平成12年度に、私と町会と学校とPTAで、今の部長はきっと前任者から申送りで見ていると思いますし、要望を出しまして、ここも拡幅する計画には入れていただいているのですが、それは条件が整ってからという話になっていますね。今、かもめが丘団地のバス通り沿いをやっていただいております、一番先にあそこから取り組んでいただいたわけなのです。

ですから、そのようなことで、いろいろお金のかかることを申し上げても、これは不可能だと思いますので、今、雪対策とか、一番手短にできることがあれば、気配り、目配り、いろいろとあると思うのですが、そういう面で、あその部分で、何とか対応できるものがあれば、ちょっとお聞かせいただきたいと思うのです。

部長、いかがでしょうか。

○土木部長

今のは冬期間の除雪体制のお話かと思います。私どもは、市道の除雪・排雪については、昨年からは市内を4地区に分けて、業者のかたが、グループを組みながら、それぞれの地区で除雪をやっておるわけです。今年もそういった体制でいこうかなということで、今現在、考えておるわけですが、一つは、この地域の除雪については、業者に全部責任を持ってやっていただくというやりかたでございまして、今お話にあったように、それぞれ個別の場所における雪の置き捨てといいますか、置き忘れといいますか、そういった対策を業者のかたがたに、じゅうぶんに指導をしていかなければならないと思います。

現実には、今までもやってきているかと思いますが、なにぶん、広い地域の中のことでありますし、作業性のことを考えると、そういった雪の置き忘れもたまにあるのかなと思っております。そういったことについても、町内会を含めた説明会の中でも、説明をさせていただいているのですが、できるだけ町内のかたに協力願いな

がら、また、こちらの方でできるものがある場合にはやっていくということで、今後も、業者の方への、そういった指導に努めながら、私たちの方で、できるものはできるだけやっていきたい、こんなふうに思っております。

○久末委員

この場所は、坂から車が降りてきますね。ですから、そこに雪があると、どうしても溝の部分がすごく滑ってしまうのです。ツルツルになってしまっ。今度はそこを人が横断して、この場所を、恐る恐る歩くものですから、硬くなっているツルツル滑ってと。そして、なかなか除雪ではだめなのですね。

道幅が狭いですから、わきに雪を積んだら、車が交差できないという状態で、そして、上の方には大変たくさんの住宅と公的な建物があるわけです。ここは、本当にこれからの課題として、とにかく、よくパトロールしていただいて、これは危ないなと思ったら、速やかに除雪・排雪をするという路線にしてほしいと思いますけれども、こういう無理な要望はだめでしょうか。

○（土木）田中主幹

今ご指摘の場所は、市道赤岩道線の付近だと思いますけれども、これにつきましても、今後、うちの方でパトロールを強化して、その地域を担当していますステーションの方と業者の方に指導しながら、対処するように努めていきたいと思っております。

○久末委員

しょっちゅう私のところに電話が来るのですよ。「何とかしてくれ、何とかしてくれ。」と。そして、今回、事業所長に見ていただいて、これは年次計画なのですから、上の方は側溝にふたをかけていただいて、できるだけ側溝の上に乗って交差できるようにということを、去年お願いしまして、これも何とかそういうふうにするからということになっております。

いずれにしても、山が高いから雪が非常に多いのですね。そんなことで、下と違いまして降る量も多いものですから、いつも上の団地の方からは「何とかしてくれ。」という電話が殺到しております。そのたびに、すぐにパトロールをお願いして、「見てあげてください。」ということで私も対応させていただいているのです。本当に上の方に大変たくさんの家があるものですから、その辺も考慮の中に入れて、雪対策を進めていただきたいというふうに要望しておきます。ありがとうございました。

よろしいです。

○委員長

自民党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

○松本（聖）委員

○若年者定住促進家賃補助制度について

よろしくお願いいたします。

おおむね4点、質問させていただこうと思っています。

まず、第1点目は、今年度から創設といいますか、つくられました二つの制度がありますが、この制度についてそれぞれ伺います。

一つ目は、若年者定住促進家賃補助制度というのが、今年度から始まりまして、市外から転入したり、市内の中心部に転居する場合に、家賃を補助しようという制度ですね。ご夫婦でいずれも40歳以下と。私も対象になるのかな。

40歳以下に支給される家賃補助なのですから、これの現在までの動きを教えてくださいたいと思います。

○（建都）建築指導課長

ただいまのご質問でございますけれども、今年度、14年度から、今言われた二つの制度が、スタートしたわけで

ございます。

一つには、若年者定住促進家賃補助制度でございまして、この制度の募集した結果でございますけれども、市内が15世帯、市外が15世帯、あわせて30世帯の枠で募集した結果、最終的には、市内と市外をあわせて29世帯ということで落ちついたところでございます。この29世帯につきましては、最終的に書類等の審査を終えて、逐次、交付決定をし、補助を行っているところでございます。

以上でございます。

○松本（聖）委員

市内の転居が15世帯、市外からの転入が15世帯、一つ欠があって、計29世帯ということです。これは、それぞれ、きちんと15世帯ずつ振り分けてあるのか、それとも、どっちかが足りなかったから、どっちかを補充したというようなことはありましたか。

○（建都）建築指導課長

やはり、市内よりも市外からの転入世帯の方が多いという結果が出まして、数字的にいきますと、まず市内の転居世帯は、11世帯の申込みがあったところ、交付決定したのが8世帯、それから、市外は、22世帯の申込みがありましたけれども、交付決定が21世帯で、あわせて29世帯という内容でございます。

○松本（聖）委員

うれしいですね。小樽市外から小樽に引っ越してきた方が多い。しかも、お若い方がたということで、非常にいい方向というか、目的をじゅうぶんに達しているありがたい制度だなと思います。

今後、これを拡充していくといいますか、緊縮財政の中で大変なのでしょうけれども、こんなに人気がある制度ですから、どんどん増やしていくというお考えをお持ちではないですか。

○（建都）建築指導課長

平成14年度、今年度は、市内、市外をあわせたところで29世帯といった実績になってございますので、来年度につきましても、今年度の実績に沿った中で、30世帯という見込みで募集をしていきたいなというふうには思っております。

○松本（聖）委員

まだまだ知らない人もいますね。確かに、広報にも載っていましたが、新聞等でも知らされていましたが、それでは小樽市として、それ以上のコマーシャルをどうするのだという話になりまして、実際には大変なのでしょうけれども、「知らなかった。そんなことを知っていたら申込んだのに。」という話を結構聞くわけで、もう少し広報の方法を考えていただければなと思っております。せっかくの制度を申込みなかったといって悔しがっていた人がたくさんいます。

ですから、申込みが、今回はたまたま22世帯と11世帯しかなかった。そのうち決まったのが21件と8件だったということではありますが、潜在的な希望者というのは、まだたくさんいますので、拡充の方向を含めて広報の方法も、再度お考えいただければなと思っております。次年度も30件ということですから、それ以上の答弁は求めませんけれども、潜在需要というようなものも、ちょっと調べていただくというお約束をお願いしたいのです。

○（建都）建築指導課長

確かに、委員がおっしゃるとおり、道内だけではなくて、我々としては、道外の方にも周知を図っていきななと思っております。あとは、インターネット等も通じまして、周知の拡大を図ってまいりたいと。それからまた、財政状況の問題もありまして、おおむね3年をめぐって、今、私どもは考えてございますけれども、実際に効果の検証を行った中で、今後どうするかを視野に含めて検討してまいりたいというふうには考えてございます。

○松本（聖）委員

ありがとうございます。ぜひご検討をいただきたいと思います。

これはひとまず置いておきまして、次に移ります。

◎若年者向け共同住宅建設費等補助制度について

若年者向け共同住宅建設費等補助制度について、何で役所の制度というのは、こんなに名前が長ったらしいのかと思うのですが、こちらの方の現状はいかがになっておりますか。

○（建都）建築指導課長

若年者向け共同住宅建設費等補助制度に関しましては、当初、4月15日から5月31日まで募集したのですが、なかなかその期間に応募をしてくるかたがおりませんので、6月3日からの募集を随時受付に切り替えまして、今日に至っているわけですが、今のところ、相談はあったものの、まだ申込みには至っておりません。

○松本（聖）委員

確かに、こういう制度がぽこっと出てきて、1か月半の間に計画を立てて申込みなどというのは、そもそも無理な話で、何千万円という事業費になりますから、比較的低廉な価格でアパートを建てたにしても、個人として見れば結構大きな事業ですから、1か月半の間に決断しろと言う方が無理です。随時受付ということであれば、それは非常にありがたいことです。

ただ、現段階でも応募が1件もないと。問い合わせはあるのでしょうかけれども、応募が1件もないというのはいかなものかなと。だって、これは貸してやるという話ではなくて、補助ですから、くれてやるという話なので、建て主さんにとってみたら非常にありがたい制度なのです。それにもかかわらず利用者が1件もないというのは、どうしたのだろうと。

予測はつくのです。これだけ景気が冷え込んでいますから、新たに事業を始めよう、もしくは建替えようなどという勇気のある人は少ないというだけの話だと思うのですが、制度自体に使いにくさというものがあるとはお考えでないのですか。

○（建都）建築指導課長

ただいまのご質問でございますけれども、制度の状況が厳しいのかということでございます。

私どもとしましては、比較的新しい住宅の入居世帯に若い単身世帯が多いということで、それなりのニーズに合った住宅供給が、何とか図れないのかということもございまして、占有部分の床面積を50平方メートル以上としたり、それから、衛星放送やインターネットなどの設備を使える、また駐車場の確保ということも踏まえまして、現在の住宅状況としましては、通常の仕様ではないかなというふうに考えております。

○松本（聖）委員

地域が限定されているのですね。本当に市の中心部で、いわゆる地価の高い所です。ここでアパート経営などというのは極めて難しい地域です。わざわざ土地を購入してやっては絶対に商売にならない地域ですね。従前から土地を持っていच्छあったかたが、有効活用、例えば1階を店舗として、2階以上をアパートとして貸す、そういうようなことが想定されます。わざわざ土地を買ってまでやったら赤字でしょうね。たとえ1,000万円ほど出たとしてもね。

ということから考えて、「中央部に定住人口を増やしましょう。」という発想はよく分かるのだけれども、それで中心市街地の活性化につながるかどうかということは別問題で置いておいて、もっと大きなくくりで、「小樽市全体の人口減を予防していきましょう。」ということから考えて、この範囲を広げていくということはお考えになりませんか。

○（建都）建築指導課長

確かに、そういったご意見もあるとは思いますが、私どもとしましては、まず、市内中心部のいわゆる商業地域の71ヘクタール、こういった所の未利用地が活用されていないと。特に、この中で土地の高度利用を誘導するということと、良質な賃貸住宅の建設を促進するというのが、空洞化に対しての考え方だということで、あえ

て商業地域内に限って計画しております。

私どもも、委員のご指摘にあるように、周知方も非常に影響があるのかなと思いますので、関係機関、それから土地所有者、またその中での建築設計事務所等も含めて、周知の徹底を図って行って、ぜひこの制度の活用をしていただきたいというPRを兼ねて、新年度の最初からやっていきたいというふうに考えてございます。

○松本（聖）委員

土地所有者と今おっしゃられましたけれども、それでは、個別にコマーシャルをしているわけですか。

○（建都）建築指導課長

指定した地域内の目立った空地、ある想定した坪数以上、大体百坪か百二、三十坪ある目立った所を調べてきて、土地所有者に郵送でパンフレットを送っているところでございます。

○松本（聖）委員

「空き地が活用されていないから、有効活用してください。」というその発想はよく分かります。分かるのだけれども、放ったらかしになっている土地は、それを活用しようと考えている地主さんなら、とくに活用していると思うのです。もしくは、青空駐車場になっているのかな。それが一番簡便だから、土地所有者はそうしているのです。

逆に、私が思うに、そろそろ建替えた方がよろしいのではないかな、というようなところにもアピールをしていただきたい。その方がよっぽど当たる率の高いような気がするのです。それをぜひ、まずやっていただきたいということです。「そろそろ建替えませんか。」、不動産屋さんとか建築屋さんのセールスではないけれども、「こういう制度がありますのでやってみませんか。」というアピールを、空地の地主さんに言うよりは、そっちの方が効率がいいような気は私はしますので、ぜひ取り入れていただきたいというお願いをします。

それから、僕のお願いとしては、この地域をちょっと広げてほしいということがありますが、それはちょっと難しいということですので、それは、もし可能であればということでご検討いただきたい。

これがお願いの二つ目です。

それから、この制度をつくるに当たって、人口問題等をいろいろご検討されたように、この付随資料には書いてあったのですが、ここでもやっぱり全市的なことを書いてあるわけですよ。社会動態が毎年 500人近くマイナスだということが書かれているわけですから、やはり全市的な傾向として考えていただきたいというのがありますので、地域を広げるということを、前向きにご検討いただきたいというお願いですが、いかがですか。

○建築都市部長

最初に、既存アパートの改修、建替えへの働きかけというお話がございました。私どもが71ヘクタールに決めたのは、ご指摘のように、空いている土地を、駐車場として利用しているということも含めて、自己で所有しているかたに、まず活用してほしいという発想が一つございまして、そういうかたにも働きかけるなりをしてございます。

究極は、やはり中心部に良質な住宅ストックを増やしていくということもございまして、空いている所だけということにはなりませんので、今ご提案があったような形で、既存のアパートの所有者への働きかけと。これは、私どもは、この制度とは別に、ほかに共同住宅の建替えということで、別の融資制度も持っておりますので、その制度の並行した活用ということもあります。

そういう意味では、宅建業者関係ですとか、それから、個人的な形でアパートを所有しているかたも含めて、もっときめ細かい周知が必要なのかなと思っておりますので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

それから、地域を広げるということですが、この制度を始める当初からいろいろなご意見がございまして、もっとエリアを広げたらどうかということがございました。

当初、私どもの方では、予算が潤沢にあれば、また別なのでしょうけれども、限られた中で、ただ、どうしても

若い人が少ないということがございます。三つ目のご質問とも絡みますけれども、小樽の場合は、人口構成を見ますと、20代、30代、40代の若い世代のかたの落ち込みというか、割合が少のうございます。

これは、少子化ということ、それから高齢化ということを考えてときにも、そのあたりの人口構成そのものも、働く元気なかたがたを増やしていくということも、頭数を増やしていくこと以外にも大事なることかなということで、若い世代を中心にということで、ターゲットを絞らせてもらったということでもあります。

そういうかたがたについては、職場とかいろいろな関係でどうしても札幌の方に行きたい、という要因が強くなる。車社会とかいろいろな要因がありますので、ある程度ターゲットを絞った形で、中心部の利便性のいい所にぜひというふうなこともございました。

人口対策という意味では、市外から入ってくるかたがたについては、場所を限定しないで、入ってくるかたはどなたも歓迎ということもあって、全市にエリアを広げたというような経緯もございます。

そういう中で、共同住宅のほかの融資制度を利用する中で、また、私ども担当部署の方で、その都度、建設の方の確認なりの情報を取りましても、この71ヘクタールの地域は、やっぱり、商業地域でなかなか量的に建設が少ない。その周辺のエリアですと、比較的、年30戸くらいの戸数は建ってくるわけです。

小樽の場合、一般の分譲マンションは別にしまして、比較的小規模の賃貸住宅は建っている。そういうかたがたは、この制度がなくても、ある程度の数の建設というものは期待できるのかなと。ただし、中心部のなかなか採算的にも難しいとか、いろいろ条件が難しくてなかなか建てづらいとか、促進されないエリアで、まず限られた予算の範囲内で、一石何鳥かをねらいながら、これを始めたということがあります。

そういう意味では、なかなか制度が行き届かない部分と、物を買うという話ではありませんので、やはり、オーナー、施工者とか、いろいろな人たちが、いろいろな計画を練る中で出てくる事業かと思えますので、やはり時間がかかるのかなと。また、今年度、いろいろ相談に来た中で、ここでちょっと条件が合わなかったとか、規模の問題とか、オーナーさんの事情とか、いろいろな事情もございます。

そのあたりは、今は随意契約でしていますけれども、新年度に向かっては、やはり、もう少し、今年度の経験も踏まえながら、関係業者、それは、アパート業を営んでいるかた以外の不動産関係のかたとか、施工者なりディベロッパー的なかたがたの実務的な立場でのお話も伺いながら、せっかくの目的の制度ですので、より利用しやすいような形で変えられる要素がないのかと。そのあたりは、エリアだけではなくて、いろいろなほかの条件も含めて検証しながら、よりいい形に持っていきたいというふうに思っておりますので、もう少し時間をお貸しいただきたいと思います。

○松本（聖）委員

時間をお貸しいただきたいと言わずに、ぜひとも長い目で考えていただきたいなど。利用者がいないからといって、すぐさま制度を打ち切るなどということがないようにお考えいただきたいと思います。

◎陳情第82号 市道梅ヶ枝山手線の早期整備方について

それでは、陳情第82号について何点かお尋ねいたします。

何せ古い話で、昭和41年とここに書いてありますけれども、古い話ですね。もう40年近く前の話ですので、当時の職員のかたがたなどというのは、ここにはおられないのだろうと思いますから、当時の詳しい事情というものを果たして皆さんはご承知されているかどうか、質問しても無理なのかなと思うのですが、本当に小樽市がこういう約束をした上での開発だったのですか。

これはだれが答えてくれるのでしょうか。当時の人を呼んでこいというわけにはいかないですから、今いる人に答えていただきたい。

○（建都）住宅課長

ここを開発したのは昭和40年、41年にかけてということでございます。そういった経過の中で、実は、当時、担

当した者に2定のときに確認をいたしました。その中では、一応、当時の第1期の募集のときには、将来、梅源線に抜ける道路をつくる予定であるようなお話で、このお話がされた。ただ、その前提としては、当然、地主、土地の地権者がいる、こういった前提があります。

ただ、基本的にはそういった形で交渉をしていきたいという旨のお話をされたということでございます。その後、こういう開発行為を進める中でお話したけれども、やはりなかなか同意が得られなかった。こういった経過のお話は承っております。

○松本（聖）委員

当時、この辺を買った人も、まさかこんな車社会になるとは、予想していなかったのかもしれませんが。これはどうなのでしょう。要望がいろいろ出ていまして、要するに、車を通れるようにしてほしいということなのでしょうけれども、現状において気持ちはよく分かるのです。住んでいらっしゃるかたがたの気持ちは、私も分かりますし、市民クラブとしては、「願意をもってして判断しましょう。」という立場をとっておりますから。

ただ、現実問題としてどうなのですか。「今すぐやれ。」と言われたって、「できない。」という答えが返ってくるような気がするのです。予測ですよ。気持ちはよく分かる。どうなのですか。将来にわたってあの道路をつなぐということは、小樽市としては可能なのですか。

○（土木）管理課長

前回の第2回定例会でも、市長へのご質問でお答えになっているかと思いますが、道路改良に伴って、あそこは北手宮小学校側の方に道路を付けていって通過できるようにというのは、かなりというよりも、難しいというお答えが出ていたと思います。

○松本（聖）委員

それはよく分かります。今朝、改めて現場を確認して、見た人はよく分かります。ただ、願意もよく分かります。地域住民の気持ちを考えれば、小樽市は、何がしかの対策をと。当時、口約束であっても、そういう約束をしたということであれば、小樽市にとっては重大な責任があります。除雪とか、道路の整備とか、いろいろなことができると思いますので、何かの対策をとっていただきたいというお願いをして、これはこれでいいです。

◎議案第30号 和解について

次に、議案第30号、和解についてということで数点お尋ねいたします。

もう既に、当該土地に関しては、小樽市と地主さん、梅木さんとおっしゃいますが、土地の売買契約が、とうに済んでいるものだと思いますが、通常、土地の売買をするということは、そこに仮に借地権や、何かが発生していたとしても、これは、その借地権に対して、小樽市が介入することではない、というのが私の判断なのですが、それは間違っていますか。

○（土木）用地対策室堤主幹

一般的な話で申し上げますと、公共事業で用地を取得するということは、借地権がついた土地ということは当然想定されますし、現実にもあります。我々は、基本的にはその交渉について、どういうふうにやっていくかという、当然、そういったかたがいるという部分については、地主さん、土地所有者の方で整理をしていただき、それを、今現在ですけれども、確認をすると。まさしく借地権が消滅したということを確認した後、土地売買契約を交わしていくという形で今現在は処理してございます。

○松本（聖）委員

すなわち、この借地権者というか、今回の場合は吉井さんですね。吉井さんと梅木さんとの問題であって、小樽市が、賠償するという問題ではないように思います。

ただ、今回の司法判断はそうではないですね。和解といえども、司法の判断が下されたわけですから。「小樽市に責任があるから金を払え。」と言っているわけですよ。なぜ、こういうことが発生してしまったのか、不思議で

ならないというのが、私の率直な感想なのです。

この土地所有者が、吉井さんとまず話をして、この土地は小樽市に売るものだから、その部分に関しては借地権が消滅しますと、きちんとそこで賃貸借契約をしているのでしょから、その契約に基づいて説明なり、借地権の権利の抹消というか、消滅というか、そういうことをしていただければ、何ら問題はなかったのだと思うのですが、当時の状況を教えていただきたいのです。

○（土木）用地対策室堤主幹

当時の状況でございますけれども、大変古い、平成4年ということで、10年以上前の話なものですから、当時の担当者、また土地所有者、当然、吉井さんからもいろいろ言われているという感じもあるのですけれども、そういった事情を聞いたところ、当時、小樽市が、梅木さんと交渉を交わした時点においては、吉井さんが、借地人であるということについては確認をしていなかった。はっきり言うと知らなかったという状況です。

また、土地所有者と、2回ほどの交渉をやったわけですが、その時点で土地所有者から「借地人がいますよ。」というお話も実はなかったということで、我々からしますとスムーズな契約で、2回ほどで判をいただいたということもございまして、当時としてはスムーズな契約で完了したという状況でありました。

その後、吉井さんから、こういった形の申出があったということで、そういったものがあったということから、その時点で初めてお互いに知ったという状況であります。

○松本（聖）委員

「和解について」というそちらからご提示されている資料によると、家が建っているわけですね。L字型に書いてあるのは、吉井さんが、借りている土地に建っている建物だと思うのです。これは、当時の担当者が、現場をごらんになられて分からなかったのですか。「この建物は何だ。」という疑問は起きなかったのですか。

○（土木）用地対策室堤主幹

まさしく、平成4年の契約時には、取得した土地には2棟の家が建っていたと。ただ、昔のことですから、私は、予測でしか判断できませんけれども、買う所が、更地の状況であったということがありまして、地上物件がなかったということです。建物が下がってしまっていて、引っかからないという状況の中で想定しますと、当時、そういった建物の調査までしていなかったのではないかな、ということが推察されます。

○松本（聖）委員

それでは、この図面は間違っているのですか。このときは、この建物は建っていなかったのですか。

○（土木）用地対策室堤主幹

この図面のとおりに、こういう形で2棟建ってしまっていて、黒く着色している所が、62.53平方メートルという土地を買った場所で、斜線が入っている所が、吉井さんが借地をしている箇所でございます。

○松本（聖）委員

あのね、これは道路前面にしかないのですね、この土地ね。その家が建っていたら、今回、このL字型の吉井さんの借地部分に建っている家の人は、小樽市が買ったであろう道路用地の所を通らないと、要するに、道路の取り付けがないということになってしまうではないですか。

そんな所に家を建てられないでしょう。そもそもが。だとしたら、梅木さんの所だって、これは買った所には物が建っていないですよ、梅木さんの家の前だって。そうしたら、吉井さんの所だって、その部分はということで想像がつかなかったのですか。

○（土木）用地対策室堤主幹

あくまでも当時のことなものですから、私もそこまでは確認はできていません。確かに、今、委員がご指摘のとおり、各建物の入り口というのは道路側に面しています。当然、道路側に向かって出入りをしなければならない状況の建物の建て方になっております。

また、裏側の方には、皆さんの出している道路があるという状況も確かにございます。当時は、未調査ということで確認はされませんでした。

今現在はどういう形になっているかといったら、委員がご指摘のとおり、こういった地上にある物件については、登記簿をとるなり、いろいろ聞き取りをするなりして、引っかからないものについても調査していくという状況がございますので、そういった部分でいけば、さきほど申し上げたとおり、調査不足があったのかなというふうに考えております。

○松本（聖）委員

ですから、過ぎてしまったものはしょうがないし、裁判所の判断も出ているから、それに対してとやかく言う気はありません。

ところで、小樽市は、梅木さんから 62.53平方メートルを道路用地として買取ったということになっています。そのうち、吉井さんが借地していた部分が、20.50平方メートルということになりますけれども、小樽市は、土地代金として梅木さんには 62.53平方メートル分を支払っているのですね。

○（土木）用地対策室堤主幹

委員がご指摘のとおり、62.53平方メートルの土地取得の費用を払っております。

○松本（聖）委員

それであるならば、そのうちの、その一部であるところの 20.502938平方メートル、吉井さんが、梅木さんから借りていた土地ですよ。その部分に対しても、小樽市は、買取りという形で補償をしていますということですね。

○（土木）用地対策室堤主幹

一般的に、今、公共事業においては、借地権については補償はしてございません。当然、北海道の場合ですけれども、実際には土地所有者の方で処理をしていただくということで、そういうお話も、当然、土地所有者にお話ししてございますし、売買契約書の条項の中にも、「土地所有者の方でそういった権利がある場合、質権とか抵当権、貸借権、そういった部分がある場合については、土地所有者の方で処理する。」という条項もあるものですから、そういったことでいきますと、土地所有者の方で借地権者とお話をいただいて処理をしていくという形になるかと思っております。ですから、土地の売買契約で調べられた金額の中に、そういった処理の部分も含まれているという認識でおります。

○松本（聖）委員

「借地権に関しては補償しませんよ。賃貸借契約がある場合は、地主さんの責任においてやってくださいよ。契約書にもそういう条項がうたわれていますよ。」。それにもかかわらず、小樽市は、今回借地権の補償として80万9,866円を支払うということになっておりますが、これはどういうことなのか。

○（土木）用地対策室堤主幹

裁判で、こういった形で和解することになったわけですが、一つは、その当時、土地所有者に対して、小樽市が、借地権に対する処理についてきちんとお話をしていなかった。それともう一つは、土地所有者の方が、そういった形で、「小樽市から借地権者の話は一切聞いていない。」と。逆に言うなら、「小樽市の方で、ちゃんと処理するのだろう。」という認識を持っていたということ。

また、当時、これはちょっと蛇足になりますけれども、借地権者と土地所有者との中で、別な形で争いがあったということも踏まえて、当然、そういった二者の話合いがなかったという中でいきますと、やはり、その部分が処理されないまま現在に至っているという状況でございます。

裁判の中でも、「現実には借地権が残っておりますよ。」というご指摘がございまして、そういった部分については、「小樽市が取得しなければ、道路用地の中に借地が残っています。」というご指摘ですので、こういった形にならざるを得なかったということでございます。

○松本（聖）委員

何かますます分からなくなってきました。だって、契約書の中に、「借地権に関しては、地主さんの責任においてやってくれ。」と書いてあるのですよね。

そうしたら、地主はそれを読んでいるのですね、当然のことながら。

○（土木）用地対策室堤主幹

我々は、4回の裁判の中でもそういう主張をしてきました。「契約書を交わしているわけですから、そういった条項がある。」ということで、「当然、地主がやるべきことではないか。」というお話をさせてもらったのです。

当然、うちの担当関係者から聞きますと、そういった借地人がいるということを、全く想定していませんでしたので、土地所有者にもお話ししていない。

また、土地所有者は、勝手と言ったら失礼ですけども、勝手に解釈をして、「そういった借地人の補償は、個別、別に市役所の方が払うのだ。そして整理するのだろう。」という認識でいたと。

そういったことがあるものですから、当然、裁判では、そういった事実の中でいきますと、やはり借地権を小樽市が、取得していかなければならない状況になっているということでございます。

○松本（聖）委員

ちょっと整理させてください。梅木さんの家が建っていました。吉井さんの家が建っていました。小樽市としては、「その建物が梅木さんの建物ではない。」という認識はなかったということですね、まずね。ここまではいいですね。だから、そこに借地権が存在していたということは、小樽市としては、何ら想定をしなかった。これもいいですね。

契約書には、「借地権に対しては、それは土地所有者が、責任を持って処理するのだ。」ということがうたわれているけれども、土地所有者は、ここに借地権が存在しているということを、小樽市に対しては、何ら通告することはなかった。ここまでもいいですか。

それでは、借地人であるところの吉井さんは、そういったことは全く知らされない。きっと小樽にいない人なのでしょうね。全く知らされない中で土地の買収が行われた。これもいいですね。それで、「その借地権が知らないところで侵害された。」と言ってきた。それで小樽市に損害賠償を求めた。

地主の責任というのは、この裁判の中ではどう捕らえられたのですか。

○（土木）用地対策室堤主幹

一つ、この裁判を考えたときに、借地権者は、小樽市を相手取ってまず一つと。なぜかという、この土地は小樽市に帰属になっているという状況の中で、当然、そこに自分が借りている、今までも含めて、現在までも借地料を払っている状況がありますので、当然、そこに借地権が存在するという事実がある。そういった部分でいきますと、まず一つは、小樽市は、それを何とか整理していかなければならないという状況があります。

それから、土地所有者との関係についても、この裁判が起きたときに、土地所有者にもお話をして、「共同で裁判と一緒にやっていってもらいたい。」というお願いも実はしました。「そういった形でいきませんか。」というお話をしたのですが、土地所有者は、「私は何も訴えられていない。」と。

それからもう一つは、小樽市が、そういった借地権者に対して、きちっと説明をしていなかった。それから、「契約時について、私にも一切そういう説明がない。」そういった部分でいくと、「私には責任がない。」ということで、今回の裁判にも共同で参画はしてもらえませんでした。

そういった状況でいきますと、まず小樽市が、訴えられているものですから、この裁判で和解をしていかざるを得ない状況がありますし、当然、我々も今後ということを考えました。今度は土地所有者と小樽市という関係で、この損害を受けた部分を、小樽市が、請求していかなければならないということも、皆さんも当然想定されるわけですけども、裁判所の和解を受けたときの考え方、それから、うちの顧問弁護士の考え方もいろいろ聞きます

と、「これから土地所有者を訴えていくのは不可能。」という結論が出まして、小樽市としては、「ここで、和解をすると一緒に、土地所有者に対する請求についても、断念せざるを得ない。」という結論に至ったわけでございます。

○松本（聖）委員

ちょっと長くなってしまってすみません。もう数点だけ確認させてください。

それでは、土地売買において契約書を交わしていると思うのです。その中に、さきほどのお話では、「賃借権というか、土地の賃借契約というものに関しては、地主さんの責任において処理してください。」と言っていることが書いてあったにもかかわらず、地主はそれを読まなかった。「説明がなかったから知らんぞ。」と言っているわけですね。

それで済まされるのですか。契約書というのはそういうものですか。文字でしょう。口で説明するのと、文書になってちゃんとした契約書で交わしているものと、どちらが重みがあるのかというと、紙じゃないですか。

○（土木）用地対策室長

我々の裁判では、契約上のことで申立てましたが、裁判所の方から、我々、市役所にも落ち度があるということ、今回は和解になったのです。我々は、最初はその契約書の一条で闘っていかうという考えはありましたけれども、今まで4回の裁判によって、裁判所の方から、「市役所の方にも落ち度があるのだぞ。」ということで和解になったということでご理解をお願いしたいと思います。

○松本（聖）委員

それでは、これは全額を小樽市が払うわけですから、裁判所の判断は、「地主さんには何ら瑕疵はない。」ということですね。だって、例えば、「小樽市が半分悪いけれども、地主も半分悪いぞ。」ということだったら折半という話になる。この人が訴えられていないから、訴えた相手の中に梅木さんという人が入っていないから、そうはならないのでしょうか、「小樽市も悪いけれども、地主も悪いぞ。」ということであれば、小樽市は梅木さんを「訴えろ。」と言っているのではないですよ。

梅木さんに対して、小樽市の弁護士さんは「訴えられないぞ。」と言っているかもしれないけれども、訴える権利はあるのではないですか。

○（土木）用地対策室堤主幹

さきほどから何回も申し上げますけれども、当然、我々は、4回の裁判の中でも、今回はこういう形で和解金を支払っていくわけですが、そういった損害については、当然、土地所有者との関係が出てくるのではないかとということで、弁護士さんにも、相当相談をさせてもらいました。そういった中で、さきほど何回か同じことを答弁しているのですけれども、やはり、当時の小樽市の補償に対する対応のまずさが、非常に大きな争点になってしまいました。

言うなれば、借地権者がいるのに、全くそのかたに話もしない、それから、お金の部分についても、今回、道路工事で土地を買うという原因は小樽市なものですから、当然、小樽市が、土地所有者なりとの間で調整をしてやらなければならない状況があったのですが、分かりませんでしたので、それすらしていなかった部分があります。

当時の状況からして、「瑕疵はやはり小樽市にあるだろう。」ということで、そういった判断の中でいくと、「土地所有者との交渉も非常に難しいだろう。裁判は難しいですよ。」という判断が、顧問弁護士の方からあったものですから、今回は和解をしていこうということになったわけでございます。

○松本（聖）委員

分かりました。

すなわち、うちの会派の大畠議員の質問の中にもあったのですけれども、二重払いだろうということになるわけですよ。本来、払わなくてもいいはずのお金を、ここで94万 6,738円を払うことになるわけですから、梅木さんに

幾ら払ったか私は知りませんが、上乘せして払ったことになりますね。本来は、もう補償が終わっている部分ですから、土地代として買ったのですから、その中から、梅木さんが、本来、吉井さんに払うべきものを、小樽市が、さらに上乘せして払ってあげるという事態になったしまったわけですね。

これは、余計な支出ということで、市に損害を与えたということにはならないのでしょうか。例えば、住民から提訴されるという事態は想定されませんか。

○（土木）用地対策室堤主幹

委員の今の想定の問題でいきますと、当然、どういう形になるのか、市民からどういった形で、こちらの方に来るかということは、私も想像はつきません。けれども、確かに、今言ったとおり、補償額の増額という形で支出されているという状況がございます。

そういった中でいくと、当然、契約から年数がたっているわけですがけれども、当時の契約状況とか、交渉の内容をどんなふうにしていたのかということを調べてございます。また、当然、言われるのは、責任問題うんぬんという話も出てくる部分がございます。

そういったものも含めて、今後、じゅうぶんに調査をしまして、どのような責任の有無があるのかどうか。こういった形で小樽市の方で、きちっと結論を出すことによって、市民も納得していただけるのかな、というふうに理解しているものですから、そういった形で今後は進めてまいりたいというふうに思っております。

○松本（聖）委員

責任、責任とおっしゃるけれども、これは小樽市の責任ですからね。それぞれ個人個人が、日常の行政業務の中でやってきていることです。僕は、「当時の担当が悪い。」とか、「当時の上司が悪い。」とか、そういうようなことを言う気は全くないです。小樽市全体が悪いと思っていますからね。

ですから、当然のことながら、裁判ですから、当時の担当者から、事情聴取等をされたであろうし、調査もされていると思いますけれども、そこに責任の所在を押しつけることなく、小樽市として、今回の責任を考えていただきたいとお願いいたします。いかがですか。

○土木部長

今、主幹の方、そして室長の方から、第30号について説明をさせていただきました。最終的には、うちの方の対応が悪いというのが総論でございまして、これに対する地権者なり借地権者のかたがたに対して、迷惑をかけたということが事実あるわけです。一つは、今お話がありました個人ということではなくて、市全体というお話でございしますが、私どもとしては、さきほどお話がありましたように、当時担当していた者の締結時の交渉状況とか、こういった交渉をしたのかということを含めて、やはり事情を聞いた中で、うちの方では判断していかなければならないなと思っております。

今後は、このようなことのないように、用地交渉については、じゅうぶん注意してやっていきたい、このように思っております。

以上でございます。

○松本（聖）委員

今回のこの件は、犯罪ではないですからね。横領したとか、文書を偽造したとか、そういう性格のものではないですから、その部分もじゅうぶん考慮した上で、お考えいただきたいなど。確かに、個人の責任もありましょうけれども、他の不祥事や何かと一緒に考えないでいただきたいというお願いをして、長くなりましたが、質問を終わります。

○委員長

市民クラブの質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時36分

再開 午後3時55分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○高橋委員

◎陳情第82号 市道梅ヶ枝山手線の早期整備方について

初めに、陳情第82号 市道梅ヶ枝山手線について何点か質問をいたします。

午前中の視察で、本当に大変な所だなというふうに思っております。私の家も近所ですから、何回か行ってみているわけですが、さきほどのやりとりのご答弁の中でも、難しいという状況であるというのは理解できました。

それで、ちょっと確認したいのは、この陳情趣旨の中に、「梅源線と接続する。」と説明をしていた。そして、さきほどの答弁の中でも、「予定はしていた。」ということなのですけれども、分譲を計画したときに予定していたのか、それとも、分譲が始まってから予定したのか、この辺をちょっと確認させてください。

○（建都）住宅課長

当時の分譲した経過の図面等を引っ張り出して見てみました。その中では、道路のルートは、はっきりしないのですけれども、ただ、公募したときの部分としては、住宅明細図的な住宅の配置図がございまして、そこには一応、線が入っておりました。ですから、募集したときには、恐らくそういう予定であるという前提の中で、分譲したのではないかなというふうに推察されます。

また、退職者ですけれども、当時の担当者に聞いた話では、「確かに、そういった前提の中で、お話しした経過がある。」と。けれども、やはり、「地主なり地権者との交渉の中で、厳しい状況にあった。」と。ただ、「今後についても、引き続き、そういった形では要請してまいりたい。」というようなお話はされていたというふうに聞いております。

○高橋委員

線が入っていたということですから、そうすると、計画段階で、もう既に地権者とは、話合いをしていたのかなと思うのですが、その点はどうですか。分かりますか。

○（建都）住宅課長

その辺について、時期的な部分がどうなのかというのは、ちょっと確認されていません。ただ、やはり、地主とのお話では、それなりの部分でお話していたのかなということは予想されます。

○高橋委員

古い話ですから、具体的にはお聞きしません。

土木部に質問しますけれども、さきほどの答弁の中で、難しいというのは分かるのですが、事の経過からいって、何がしかの配慮が必要なのかな、と私は思っているのです。この点についてはどのように考えていますか。

○（土木）管理課長

分譲した当時の話から、今、ご説明がありましたように、道路の話は出ていたというふうに確認しております。その後、道路が一向に整備されないということで、昔の委員会の会議録などを見ますと、やはり、「検討はして、地権者とも交渉したけれども、なかなか難しい。道路の整備についてはかなり難しい。」ということ、当時、昭和45年とか、そういうころの住民からの陳情の中のお答えとして、委員会の中で、そういうお答えをしている経過はずっとあります。

あとは、それと同時に、ヒーティングの話は、まだその当時はなかったみたいです。「道路整備と、道路をつなげてほしい。」という話はずっと出ていたと思います。ヒーティングの話は最近の話で、前回のご質問の中にも出てきたかと思いますが、ただ、現状の中では、土木部サイドとしては、ヒーティングをあの場所につけるといことは、正直に言ってなかなか難しいということで、それに代わるものということになれば、例えば冬期間における除雪の関係で、何かいい方法がないのかな、ということになろうかと思っています。

○高橋委員

要望ですけれども、また冬が近づいてくるわけですから、できるだけ早目に考えてあげていただきたいなというふうに要望しておきます。

◎上水道について

それでは次に、水道局に質問をいたします。

まず、上水道の方ですけれども、本市の年間での全体の給水量は幾らになりますか。

○（水道）給水課長

年間の全体の送水量、浄水場については送水量になりますので、送水量は 2,192万 8,000トンです。

○高橋委員

それで、市内には6か所の浄水場があると思うのですが、この浄水場のそれぞれの完成年度、それから年間給水量、それと、それぞれの全体に対しての割合をお願いします。

○（水道）浄水課長

六つの浄水場の完成年月日ですけれども、天神浄水場は昭和45年、奥沢浄水場は大正3年、豊倉浄水場は昭和39年、潮見台浄水場は昭和2年、桃内浄水場は昭和45年、銭函浄水場は昭和53年です。

各浄水場の送水量ですけれども、天神浄水場は 648万 1,000トン、パーセンテージにしまして29.5パーセント、それから、奥沢浄水場が 193万 8,000トン、パーセンテージにしまして8パーセント、それから、豊倉浄水場は 1,077万 2,000トン、パーセンテージにしまして51パーセント、潮見台浄水場は 120万 8,000トン、パーセンテージにして5パーセント、桃内浄水場は9万 9,000トンで 0.5パーセント、それから、銭函浄水場は 143万トンの6パーセントでございます。

○高橋委員

それで、具体的な数字はいいのですけれども、直近5年間の給水量の推移ですが、これは横ばいなのでしょうか。増えてきているのでしょうか。

○（水道）浄水課長

ほぼ今の2万 1,000トン台から2万 2,000トン台で横ばいでございます。

○高橋委員

次に、配水管の口径別の距離数をそれぞれお願いいたします。

○（水道）給水課長

平成13年度末の配水管の口径別延長ですが、50ミリから75ミリが 134キロメートル、100ミリから 150ミリが 304キロメートル、200から 250ミリが60キロメートル、300から 600ミリが25キロメートルとなっております。

○高橋委員

全体総数では幾らになりますか。

○（水道）給水課長

全体で 523キロメートルとなっております。

○高橋委員

その配水管の材質といいますか、管の耐用年数、これはどのように考えていますか。

○（水道）給水課長

配水管の耐用年数でございますが、地方公営企業法施行規則の中で40年となっております。

○高橋委員

さきほど言われた配水管の中で、40年以上たっている配水管というのは、どのぐらいの割合がありますか。

○（水道）給水課長

まだ60キロメートルぐらい残っております。

○高橋委員

◎下水道について

次に、下水道についてお伺いをします。

下水道の処理場は、3か所あるわけですが、その完成年度と、それから処理能力をお願いします。

○（水道）下水道事業所施設課長

今、市にある3か所の処理場の供用開始の年度ですが、まず、中央処理場は昭和59年で、汚水の処理能力は、現有10万4,000トンとなっております。錢函処理場は、平成2年度の供用開始で、施設能力は1万2,880トン、蘭島処理場は、平成7年の供用開始となっております。施設能力は1,000トンでございます。

○高橋委員

上水道と同じように、今度は污水管の延長距離数というのは幾らになりますか。

○（水道）下水道事業所建設課長

下水管の口径別延長でございますけれども、φ（ファイ）150から200が最も多くて約320キロメートル、それから、φ250ミリから500までは218.2キロメートル、それから、500から1,000が22.2キロメートル、1,100から1,800が2.6キロメートルとなっております。

○高橋委員

総延長では、幾らになりますか。

○（水道）下水道事業所建設課長

総延長でございますけれども、563キロメートルという形になってございます。

○高橋委員

それで、上水道、下水道の両方にお聞きをしたいのですが、インフラ整備としては、ほぼ、ある程度いいところまでいったのではないかな、というふうに思っているわけですが、その点についてお願いします。

○（水道）工務課長

上水道についてお答えしますが、もう既に普及率が、99.8パーセントということもございまして、そういった意味では、拡張も含めた新しい整備というのは、今後、そう発生することはないのではないか、というふうに考えております。

ただ、非常に古くから整備された水道施設が、数多くございます。これらの更新時期を、順次迎えるという中で、今後の課題というものは、まさに現有施設の更新改良に移っているという状況にございます。

○（水道）下水道事業所建設課長

ご指摘のとおり、下水道の整備は、本市は昭和30年に事業認可を受けまして、31年から事業着手しまして、平成13年度末で、普及率が96.2パーセントとなっております。今後は、上水道と同じように、污水管の老朽化、さらには、耐用年数を迎えた処理場の機器設備の更新を、進めなければならないと考えております。

○高橋委員

決算を見ますと、上水道の方ですが、平成9年度からずっと毎年黒字ということで、大変すばらしい内容になっているのですが、今後の見通しとして、5年、10年スパンで見ますと、どのような見通しを考えているの

か、お聞かせください。

○水道局長

決算の概況は、今、委員がご指摘のとおり、平成9年から13年度まで、収益的収支において黒字が出ています。この要因は少しあるわけですが、外的な要因といたしましては、平成8年度に料金改定をしまして、そのときは、起債の利率が5パーセントでございました。

今は異常な低金利時代を迎えまして、建設を担当する方としては、大変いいわけですが、今は大体2パーセントです。10億円のオーダーの工事をやりますと、5パーセントですと5,000万円と。公債費の利子は収益的収支でございますので、これが今は2パーセントですから2,000万円、計画と3,000万円のかい離があります。これが5年間続くと1億5,000万円と、これが外的な要因として大きなことでございます。

それと、前に古沢委員がいて大変恐縮なのですが、平成11年に開設いたしましたマイカルの効果です。これは、水道局にとっては、大変な効果でございまして、特に上水道は、ここの築港地区については1円も投資してございません。全部開発者がやったということでございまして、ここから上がる、今はビブレの問題もございしますが、大変大きなお金で、5パーセントの料金改定をしたのと同じ効果がございます。これが11年度から続いております。

もう一つの要因としましては、これは職員の内部努力でございますが、平成8年の料金改定のときには、たしか上水道には113人の職員がいましたけれども、現在は102人ということで、11人の効率化を図ってございます。これの人件費が、およそ1億円で、これは毎年累積してございます。

このような効果で、現在のところ、黒字になってございます。しかし、収益的収支で、料金の欄を見ていただくと分かりますが、人口減と社会経済の低迷で、毎年5,000万円ずつ収益が下がってございます。これをクリアするのは大変な状況でございまして、今は5年、10年スパンとおっしゃいましたけれども、とってもそんなには言い切れません。しかし、一般会計3か年計画を財政でやっていますが、大体17年度で見越しましても、収益的収支で黒字を保つかどうかは、ちょっと微妙な段階でございます。

ただ、資金余剰の面で、現金収支の面では、まだまだ余裕はあるのだろうと思っています。

そんな状況でございます。

○高橋委員

次に、これも上水道、下水道の両方に聞きたいのですが、ずっとインフラ整備をしてきましたということで、ある程度終わってきたと。今後、維持管理、補修、もしくは建設改良工事等があるかと思います。それで、局長のお話では、あまり先は見られないのだ、ということでしたけれども、中長期的に見ていく必要もあるかと思います。

それで、今後の課題、それから今後の予定といいますか、それについて、ちょっと説明をお願いします。

○（水道）工務課長

上水道の今後の計画、課題ということでございますけれども、さきほども申しましたように、課題としては、当然、更新改良事業の財源をどう確保していくのか、ということになると思います。

今後の計画という面で考えます前に、まず、近年の上水道の主な事業について、ごく簡単にお話ししますと、貯水施設につきましては、平成4年に奥沢ダムの改良を終えておりまして、朝里ダムについても、平成5年に完成しております。

現在は、老朽化の著しい天神浄水場、それから、銭函浄水場の更新改良事業を、平成16年度までに終えるべく実施中でございます。これによって、貯水施設と主要な浄水場の機能の充実というものが、図られることになるわけですが、浄水場から先の送水管、それから配水池、こういったものに老朽施設が少なからずあるわけでございます。

このため、今後の改良工事につきましては、これらの送水管とか配水池の更新などを中心に、それぞれ緊急性や

重要度に応じて、また、さきほど局長からもお話しいたしましたように、厳しい財政環境というものを踏まえながら、慎重に判断していかなければならない、というふうに考えてございます。

なお、老朽配水管につきましても、さきほど給水課長の方からお話がありましたように、まだ60キロメートルぐらの残存延長がございます。これは昭和46年から更新事業に取り組んでおりますけれども、今後も引き続きこれらの更新についても、努めていかなければならないというふうに考えております。

○（水道）下水道事業所建設課長

下水道につきましては、主に、未整備地区ということで、国道5号線に合わせて改良を進めております塩谷地区が、平成16年度、国道5号線の改良が、15年度の目安を持っているということを聞いておりますので、16年度をめぐりに集中的に整備して、水洗化の促進を図りたいと考えております。

銭函地区につきましても、街路事業が、15年度で一応の完了年次という形で聞いておりますので、それに合わせて管きょの整備、それから、受入れ施設でございますポンプ場の整備を完了させてまいりたいと考えております。

今後につきましては、さきほども申しましたけれども、管きょの老朽化の著しい部分の現状の把握、それから、処理場機器について、現有施設の機能的な診断を行いながら、今後の事業の緊急性、優先度、順位づけなどを検討、総合的に判断しながら、さらには、人口減が続くなら、処理水量の将来量を推定しながら、効率的、長期的視点に立ちまして、財政状況もじゅうぶん勘案しながら、計画的、効率的に更新事業を進めてまいりたい。このように考えております。

○水道局長

今、建設課長の方から答弁がありましたけれども、私が、更新に当たって、担当の方に指示しておりますのは、人口減が続いています。現在の需要を見ながら、10年後にどれだけの人口になるのかと。つまり、水需要の将来展望に見合った施設の更新、組織の見直しということを考えてほしい、というようなことを私の方から申し上げております。

それともう一つは、さきほど浄水課長の方から、六つの浄水場があるとお話しいたしました。これはやはり、これから浄水場の二元化、つまり、天神浄水場と豊倉浄水場の二つを、大いに活用した中での効率化を図っていかなければならない。

ただ、銭函浄水場につきましては、リスク管理の面から、前にもお話ししましたけれども、昼間のみの運転管理をすると。これは平成16年4月からで、これで効率化を図りますけれども、これはリスク管理上で必要だろうと思っています。

それから、大変大きな問題といたしまして、中央下水処理場の汚泥処理の問題がございます。これは、今、本当にすぐにでも、更新をしなければならない機器があるのですけれども、大変巨額のお金がかかります。どういうふうにしてこれを更新していくか。年次計画を立てながら慎重にやっていかなければならない、と思っていますけれども、建設課長からの答弁のとおり、今は診断を仰いでいまして、どんな処理方法がいいのか、そして、能力的には、どれだけのキャパシティのものを持たせるかということについて、局内で真剣な討議をしております。

ちょっと申し添えます。

○高橋委員

分かりました。

じゅうぶんに協議方をお願いしたいと思います。

◎水道学校について

それでは、質問を変えまして、水道学校について何点かお聞きをしたいと思います。

この水道学校ですけれども、いつから何の目的でスタートしたのか、お聞きをしたいと思います。

○（水道）給水課長

水道学校についてでございますけれども、国土交通省が定めております8月1日の水の日になみなみして、水の大切さと水道のしくみを理解していただくために、昭和60年から始めております。今年で18回目です。

○高橋委員

これは、年に1回だけですか。

○（水道）給水課長

年に一度行っておりまして、ことは8月5日に実施しております。

○高橋委員

年に1回というのは非常に少ないなと思うのですけれども、1回当たりの参加人数、それから、今まで受け入れてきた人数、これをちょっと教えてください。

○（水道）給水課長

毎年、バス1台、50名前後を募集しております、ことは13校、44名の生徒が参加しております。60年から18回目を迎えますが、トータルの数字は、今はちょっと押さえておりませんけれども、大体、毎年バス1台でやっています。

○高橋委員

今、13校というお話でしたけれども、これは全校に募集をかけるということですか。

○（水道）給水課長

各小学校にポスターの掲示をお願いいたしまして、全小学校に配付しております。

○高橋委員

それで、今まで定員に満たなかったことはありますか。

○（水道）給水課長

実は、ここ何年前までは、募集しても50名に満たないこともありまして、市職員のお子様とか、その辺にも出席してもらった経緯はあります。けれども、ここ2、3年は、水道に関する関心が高まったせいか、募集したらすぐに定員に達しております。

○高橋委員

環境問題にも通じる部分があると思いますので、これから需要は結構あるのではないかと思います。それで、できれば、もう少し回数を増やしてほしいな、という要望を持っております。というのは、少しでも子供たちに、関心を持ってもらいたいというふうに思っているわけですが、その辺はどのように考えていますか。

○（水道）給水課長

この水道学校のほかに、各小学校の個人で奥沢浄水場の見学とか、その辺は行っておりますので、実際にはもっと多くの小学生が、水道について学んでいると思います。

○高橋委員

今、小学校28校に約7,000名の小学生がいるわけです。この「水道学校に参加して」という子供のアンケートの答えといいますか、その中に、「水の大切さがとてもよく分かりました。」ということが載っていました。認識としては、やはり見ると見ないとでは全然違うと思うものですから、できれば、積極的に受け入れてあげてほしいなというか、教育委員会の方にもPRをしてほしいな、というふうに思いますが、いかがですか。

○水道局長

実は、この水道学校はマンネリ化していました。平成11年に行ったときには、定員に達しませんでした、再募集をかけながらやっていたというのが現実です。それで、すぐに教育委員会の方をお願いをいたしまして、小学校校長会にお諮りをいたしまして、ポスターの掲示をさせていただきました。

それで定員に達したということでございます。

今、委員がご指摘のとおり、水道学校というのは、水道週間の催しの中でやってございます。ただ、いらっしゃるお子様は、上水道、下水道と両方をその日にやりますので、関心が高うございました。今、土曜日がお休みになっていますので、8月だけではなくて、ほかの月でも可能なかどうか、その辺は、また教育委員会の方との関係もございまして、出前講座との関係もございまして、その辺を調整しながら、もし回数が増やせるものであれば増やしていきたいと思います。ただ、バスの借上げですとか、お弁当を出すとか、職員の仕事の中でやってございますので、その辺の調整も必要だと思いますけれども、検討していかなければならないと思っております。

それともう一つ、このほかにダム見学会というものを実施しております。これも大変好評でして、土木現業所と一緒にやっていますけれども、こんなものもこれから考えていかなければならないと。年に1回でございすけれども、そういう部分では非常に関心を持っていただけますので、検討していかなければだめなのかな、というふうに思っております。

○高橋委員

ぜひ、受入れ側としては、なるべく間口を広げてほしいというか、体制をつくってほしいな、という要望をしたいと思います。

◎水道局のホームページについて

最後ですけれども、これも要望なのですが、市のホームページを見ますと、水道局にかかわる項目はたった一つしかありません。一番表紙のページです。情報量としても非常に少な過ぎるのではないかと、お知らせすることがもっとたくさんあっていいのではないかと私は思っております。水道局が遠慮しているのかな、というふうにも思うわけですが、もっと、どしどし企画部の方と打ち合わせをしながらと。

他都市を見ますと、かなりPRをしたり、お知らせをしたりしているという内容があるわけですが、その辺の取組をもっと積極的に進めてほしいというか、取り組んでほしいという要望ですが、いかがですか。

○（水道）総務課長

ただいまのホームページの質問でございすけれども、企画部の方で、小樽市各部の紹介をしているわけですし、水道局もその一部に掲載しております。ただ、その辺は企画部の方の兼合い等もございすので、企画部の方とも検討していかなければならないと思っております。

ただ、うちの方では情報が少ないということで、今までは水道局の広報ということで「水かわら版」という形で年1回出してございました。それを、今年度から、「水おたる」と装いも新たにしまして、水質の関係とか、経営状況とか、そういった情報を市民にある程度お知らせして、市民の皆さんに水道のことを知ってもらおうという立場で、年3回出して、そういった形でやってございます。

それから、もう一点でございすけれども、今、水道局の庁内の中で、IT化ということで、庁内LANの関係も若干やってございます。そういった中で、今言ったホームページを独自にできるかどうか、これもまた検討してまいりたいと思っております。

以上でございす。

○高橋委員

終わります。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○武井委員

◎水道料金の所得制限導入について

今日、理事者が、説明された内容並びに議案の件から入りたいと思います。

一つは、水道の所得制限導入についてですが、これについては、今までに大体1万1,000件余りに上る申請者があったと聞いております。9月20日現在で8,110件中6,600余りに至る該当者が出たということも聞いておりますが、残りの3,000件は今はどうなっているのか、まず、そこからお尋ねします。

○（水道）営業課長

一応、福祉の方で所得制限の関係で審査しておりまして、それが8,110件ありました。それで、水道局で受け付けたもの、残りのものについては、福祉の方に行っておりまして、今は審査中です。それと、6,652件というのは、8,000件のうちの6,600件ほどが、減免該当になるということで、福祉の方から連絡をもらっております。

○武井委員

その後の1万1,000件と8,000件との差の3,000件余りはどうなのですか。

○（水道）営業課長

これは、ただいま審査しております。

○武井委員

これは、6,600件余りが該当したということですが、所得制限は、端的に言って、平均でこのぐらいだというのは出たのですか。それを市民は聞きたがっている。一体どのぐらいなのだと。いろいろと条件があると思います。所得制限というから、制限の中身です。

○（水道）営業課長

制限の額のことですか。収入で幾らとか。

○武井委員

そうです。

○（水道）営業課長

一応、年金の方の収入でありましたら、65歳以上ですけれども、収入で266万円です。給与収入であれば204万円です。

○武井委員

何が204万円ですか。

○（水道）営業課長

204万円です。

○武井委員

それは何ですか。

○（水道）営業課長

給与収入です。

○武井委員

給与ね。

○（水道）営業課長

それで、各個人で所得の控除が違うものですから、市民税の方で全部調査しまして決定しております。

○武井委員

分かりました。

◎議案第30号 「和解について」について

それで、議案第30号について聞きたいのですが、さきほど皆さんが、いろいろお聞きしておりましたけれども、どうも市民は、すっとんと落ちないのですね。

これも端的に聞きますが、和解だ和解だと言っても、小樽市だけが悪者になっている。小樽市だけが、裁判上で

は敗者となった。したがって、94万円余りを小樽市だけが払っている。和解だといっても、そういう結果が出ているので、「なぜ。」というのが、市民の率直な声です。

それで、地権者の梅木さん、それから借地権者の吉井さん、土地取得者の小樽市、この関係を市民に向けて分かりやすく教えてください。「だから94万円を払わなければならないのだ。」ということを端的に教えてください。

○（土木）用地対策室堤主幹

認識の関係ですが、今回は、裁判で和解が出たということで、小樽市が、全面的に負けたという認識ではなくて、当然、両者の主張が全く違う形で主張されまして、その中で裁判所から和解案が出たということで、相手も承服し、小樽市も当然、「今回、議案が決定した中で和解をしていこう。」ということで、歩み寄ったという考え方になってございます。

それと、当時の三者の関係でございますけれども、当然、小樽市は、土地を調べたときに、梅木さんの所有ということで、はっきり言いますと、更地の状況になっていたということで、当然、土地所有者の方に当たって、「土地を取得させていただきたい。」ということで、土地所有者だけにお話をしました。その時点で、当然、小樽市は吉井さんが、借地をしているということは全く分かりませんでしたので、当時は吉井さんには、全く声をかけていなかった。お話をしていなかったという状況があります。

また、ちょっと違う側面で見ますと、吉井さんと梅木さんは、先代から、ずっと土地を貸し借りしているという関係がございまして、聞くところによりますと、その当時、両者において、いろいろな係争をしていたということも聞いてございます。そういった部分でいけば、両者の話合いがなかったのかな、ということが推察されます。

そういった中で、当然、吉井さんは、梅木さんから聞いたわけではなくて、たまたま、その住宅に住んでいる方から、「小樽市が、ここの道路で工事をやるよ。」というお話を聞いたということで、吉井さんが、小樽市に来た。そこから私どもが、吉井さんの存在を分かってきたということでございます。

○武井委員

それで、小樽市が、94万円払うという関係は。吉井さんと梅木さんのことは分かった。

○（土木）用地対策室堤主幹

すみません。

そういったことで、平成7年から吉井さんがずっと来られて、途中で吉井さんは弁護士の代理を立てまして、いろいろ小樽市と交渉してきました。吉井さんの大きな主張の一つは、「土地を返してくれ。」という主張でございました。ただ、小樽市は、平成8年に道路工事をしたということで、道路工事は完了してございましたので、土地を返すわけにはいかないと。

それともう一つは、さきほど私が申し上げたとおり、裁判で、「そういった借地権については、もう消滅しているのだ。契約書の中では消滅しているのだ。」という主張をずっとしてきました。そういったことで、一時、小樽市と吉井さんの関係は中断して、小樽市としては、「吉井さんの了解の下でいたのかな。」というふうに思っていたのですが、突如、平成13年10月30日に、予告なしに訴えを起こしたという状況でございました。

そういったことで、吉井さんの主張と小樽市の主張が、4回ばかりの裁判で、ずっと争ってきたわけですが、最終的に裁判所の方で、「こういった形で借地権が、まだ存在しているということがあるものですから、それに相当する補償を払っていかねばならないだろう。」と。

それから、当然、借地料を、工事をする前は使える状況でございましたので、「工事をしたときから裁判の和解が成立されるまでの期間の借地料分は払ってくれ。」と。使えない状況の中でお金を払っているということがございましたので、それも和解の中で弁償していく。その金額を払うということで和解したということでございます。

○武井委員

概要も内容も分かりましたけれども、今の和解という捕らえ方なのです。私が、さっき言ったように、そう言

うけれども、結果的に、小樽市だけが94万円払う。それでけりがついたと。そうすると、歩み寄ったと言うけれども、一体どこが歩み寄ったのか。こういうことになりませんかということです。これは、市民のかたが聞きたいところだと思います。

だから、結果的には裁判上においては負けたのではないか。こういうことになりませんか。このあたりの認識の違いを正してください。

○（土木）用地対策室堤主幹

さきほども言いましたとおり、吉井さんの大きな目的は、今、道路になっている土地の20.何平方メートルについては、「すべて更地で、おれに戻せ。」ということが、大きな訴えでありました。そのほかに、そこにおいて払っている借地料の金額は110万円ぐらいでしたけれども、「その分も支払え。」ということで、大きく二つの訴えを起こしていました。

小樽市としては、当然、道路は供用開始されているわけでございまして、その土地は返せないということで、また、小樽市としては、そういった借地権については、一切処理されているということで主張はしてきました。

そういったことで、裁判所の方も、小樽市の事情も踏まえた中で、両者が歩み寄れる案ということで、今回出されたものということで、我々は理解してございまして、表現的には、補償金が増額になったということは事実でございますけれども、一定的には両者が歩み寄ったという形の和解ではないかな、というふうに捕らえております。

○武井委員

こういうことは用地対策室に、ちょくちょくあることだと思いますから、さきほど市民クラブさんも言っていましたけれども、今後も嚴重に、ちょっとしたミスがこういうことになったようですから、そういうことがないように一つ気をつけてください。

◎陳情第82号 市道梅ヶ枝山手線の早期整備方について

次は、梅ヶ枝山手線の陳情第82号です。

これは、今朝、視察してきたわけですが、まず、部長の感想をお聞かせください。

○土木部長

感想ということで、今日、皆様と改めて現地を見てきたわけでございますけれども、一つは、非常に勾配のきつい道路だということを改めて見たわけです。あの地域に、なぜ、ああいう団地が必要だったのかな、ということも一つありまして、いろいろ考えると、前にもちょっと述べさせていただいているのですが、やはり、古い時代には手宮とか赤岩地区というのは、相当に住宅、商店等がありまして、当時は発展しているまちではなかったのかなと。そういった中で、なお一層、地域を活性化させ、そして、住宅政策も何とか対応しようということで、市が、昭和41年に団地造成をやったということではなかろうかと思います。

ただ、そのときには、そういった状況にありながら、車社会ではなかったという時代背景があろうかと思います。そんな中で、一つは、やはり、道路をつくり、そして、生活関連で必要な水道施設、こういったものを、あの傾斜地にどういう形で、いかにつくるのかということが一番先に考えたのではないかと。その中で、今見ると、勾配の関係や何かは、特に頭の中には入れていないような道路のつくりをしているな、という感想を持っています。

私どもとしても、今の時代になりまして、あの部分の維持管理をしているわけですが、非常に狭隘で急勾配な道路を、今後、どう管理していくかということになれば、一つは、従前から言われていますように、突き抜ける道路があれば理想なのですが、これにつきましても、ご承知のとおり、移転補償をかけなければならない家屋が相当あるということと、もう一つは、道路築造に相当の費用がかかるだろうと。

それと、実際に梅源線に取り付いても、これまた勾配のきつい道路に取り付くことになろうと。そうすると、またロードヒーティングということが考えられるわけですが、ヒーティングにつきましても、現在、市内の中に二百十数か所、距離にして13キロメートルほどあるわけですが、今の財政事情が非常に厳しい中で、新たなロー

ドヒーティングの箇所というのも、これまたなかなか難しい。

仮に、ロードヒーティングするにしても、これは新設の場合ですが、幹線道路に対しても、最小限のことをやっていかなければだめだろうと。それと、もう一つは、やはり、老朽化している既存のヒーティングの更新時期が来ているといったことから、新たな場所のヒーティングというのはなかなか難しいなど。

しからば、さきほど来、お話がありますように、何とか地域のかたがたの冬対策といいたいまいしょうか。除雪に対して市でできる範囲という、やはり、きめ細かな配慮をしていくためには、地域のかたがたの協力も得ながら、砂まきをじゅうぶんやっていくとか、それから、あそこは排雪も年に1回やっていますけれども、今年の冬などは特にそうですが、状況を見ながら回数を増やしていく。このような対応をして進めていかなければならないなど、このような感想を持ったところでございます。

○武井委員

今の部長であれば、現代社会に対応できるようなことを、想像の上でできたのではないかなと。現在の社会を知らなかった部長連中、幹部が、この工事をやったのだと。今聞いていると、あざけ笑っているように聞こえるのですが、今、答弁された部長は、陳情の願意は無理な内容だと思いますか。

○土木部長

今回の願意は、「梅源線に接続をしてくれ。」ということだと思います。それがありますので、さきほど現地を見に行っていたのとおり、一つは、既存の建物があるわけですし、その家屋が3軒か4軒ぐらいになろうかと思えますけれども、そういうかたがたの交渉を含め、また、道路を築造するためには、梅源線側に相当傾斜しているものですから、あちらの方に相当高い擁壁をつくっていかねばならない。

これまた莫大な費用がかかるだろうということが想定できます。もう一つは、梅源線に付く道路につきましても、相変わらず、勾配がきつい道路に取り付けることになるのだろうということが、現状から見まして推測できますので、接続道路をつくることは、なかなか難しいということで私は考えております。

○武井委員

部長、私の代表質問の関係もあったかもしれませんが、願意の中身は、二つあったと思うのです。そのうちの一つは、早期の整備方の内容のことなのだと思いますけれども、これは、「日常生活の確保ができる状況をつくってくれ。」と。こういうことなのです。「冬に陸の孤島にしないでくれ。」と。

こういうことが願意の中に入っているのです。その対策としていろいろな問題が入っているのです。ですから、例えば、消防車、ごみ収集車、救急車や郵便の單車などが、あそこをずっと上がっていくのに、上がれないでみんな困っている。そういう姿を見ている住民が、そういうような車も上がれるように。日常生活で欠かすことのできない問題なのです。これは。

ですから、「そういうようなものを何とかしてくれ。」と、「陸の孤島化にしないでくれ。」と。そういう意味なのです。「日常生活を確保してください。」と。そのためには、北手宮小学校ですか、そちらの方につなぐ方法もあるでしょうし、いろいろな方法があると思う。当面、そんなことを言っていたって、いつになるか分からないわけですから、要は、「日常生活の確保ができる方法をとってくれ。」と。

こういうのが願意の中に含まれているわけですから、よく文意を読んで、それに対する対策をしてほしいというふうに私は思うのです。

時間もありませんから、先を急ぎますけれども、さきほど出ましたが、都市計画法の第48条、開発行為が中断した場合、それがどうなった場合にどうするのだと。これは民間の開発業者ならいいよ。小樽市が、開発行為をしたのです。それが中断したわけでしょう。さきほど、市民クラブさんの質問に、「口頭で説明した。」というようなことですが、説明するのに口だけするわけではないのです。当日の資料があるのですよ。そういう念書も含めて町内会長は持っていると言っていました。

ですから、そういうような経緯があるものです。この都市計画法の第48条には、これをもしする場合に、一般の開発業者の場合は、「市が助言又は指導、また支援もしろ。」と、こうなっているわけでしょう。それを、今度は、市は、開発業者には指導するのだけれども、小樽市だってそういったことをされるわけでしょう、この場合は。ですから、そうなったら、今のような答弁で市民は納得しますか。もう一度、部長の決意を述べてください。

○土木部長

繰返しになるかもしれませんが、非常に厳しい現地でございますので、私どものできる範囲というのは、さきほど来、お話をさせていただいているわけですが、道路の延長接続、それからロードヒーティングというのは厳しい事情がありまして難しいと。

それと、もう一つありまして、やはり、今お話のように、冬期間における道路の管理ということもありますので、その辺は、私どもが、これから冬季に向かっての除雪体制ということがございますので、その中でできる範囲のことを、現地のかたがたとも、相談をさせていただきながら考えていきたいと。このように思っております。よろしく願いいたします。

○武井委員

部長が、冒頭に感想を述べられたところに部長の本心があると思います。確かに、当時の開発業者、当時の市の連中が、つくったということだと思いますが、「それを尻ぬぐいしろ。」というのは、部長には申し訳ないのだけれども、やはり行政は継続ですから、「おれは関係ない。」ということではなくて、市が、まいた種ですから。そういうことで、これは損害賠償が、請求されないだけ、まだいいと思わなければならないと私は思うのですよ。

ですから、できるだけことをして、「市がこれだけしてくれた。やっぱりやってくれたな。」と思えば、市民は納得すると思います。ぜひとも、そういうふうに市民が納得できるように努力をしていただきたいと思います。

◎市道の工事区間の交通対策について

次に、これは教えてほしいのです。これは道路工事の問題なのですが、アメリカ人が、新聞に投書してあった文章を見たけれども、「国道、市道を問わず、日本の国に来るとどこへ行っても工事をしている。」という投書がありました。どこでも工事をやっているのです。工事をやることは、今言ったように、住民生活を向上させるために、努力しているのですからいいと思うのです。

ところが、それらの工事をするかわりに、必ず片側通行、一方通行という文字が出ているのですね。ところが、これは工事をはかどらせるためなのでしょうけれども、片側一方通行区間の距離が、だんだん長くなって、ものすごい長い距離になってきているのです。

したがって、それだけ交通渋滞が出るわけです。車が、ずっと後ろにつながるわけです。そのつながった車が、全部出ていくまで向こうの車が止まっているわけですからね。ですから、こういうような片側通行をする場合に、その工事区間の制限というのはあるのですか。私は、あるかと思うのですけれども、これはどうなっておりますか。教えてください。

○（土木）管理課長

大変不勉強で申し訳ございません。法律をすべて調べておりませんので。現在のところ、係の者とかに聞いた中では、図面をつけて、例えば、市道の占用ということで申請があった場合について、「50メートルはいいよ、30メートルはだめだよ。」と、そういうふうな数量的な制限は、ないのではないかとということでした。

ただ、道路の現況について、一本道でずっと先までということであれば、100メートルも200メートルも片側通行にはならないと思うので、短い距離で工事を進めていただくと。また、交差点が先にあるのであれば、交差点の手前で工事を一回やっていただいて、その後に交差点の向こう側とか、そういう現場に対応した状況というのは生まれてくると思います。

ただ、法律的にどうかと言われても、ちょっと探せなかったというのが実情でございます。

○武井委員

この距離が短ければ、2、3回でも車はすつと行って回転が早いわけですね。ところが、私が何でこれを聞くかというと、その工事の施行業者は、道路の復元をすると、また道路を直していくことになって、そういうのは発注者から、お金をもらっているのではないかと私は思うのです。今、課長は分からないと言っていましたけれども。

だから、距離が長ければ長いほど、また元に戻すということは、なかなかできないわけです。そうすると、ずっと赤いランプをつけてやっている所が、随所に見られるわけですよ。ああいう赤いランプをつけておくというのは、あれは施行業者としては、正しいやり方なのですか。いかがですか。

○（土木）管理課長

道路工事につきましては、当然、現況に復元して完了してもらおうということで、申請があった段階で、そういう条件をつけております。ただ、委員がおっしゃっているとおり、5メートルなら5メートルをいっぺんに工事して、例えば工事期間が、3週間とか4週間かかるわけですが、それを、3週間、4週間後にきれいに復元するか。あるいは、5メートルずつやって、その都度復元していくのか。その辺の工法については、私もちょっと承知していません。

ただ、人通りが、ものすごく多い、車の通りが多いと。例えば、今、花園の通りで工事をやっている所については、それなりに工事をした後には、早急に復元するような形でやっているとは聞いておりますが、一般の道路については、通常は、1日やった工事について、その後にすぐに復元するという形で進めているということは、あまり聞いておりません。

○武井委員

今の話とは復元のところでは一致するのですが、長橋の2丁目で、夜にランプをつけておいて、おばあちゃんが橋を渡ったときに落ちてけがをしたと。その会社が悪いのですけれども、つぶれました。これは、市から恐らくこっぴどくやられたのでしょうか。あれは、赤いランプをつけて、復元しないで、穴をあけておいた所に、おばあちゃんが落ちてしまった。そういうことがあったと。これは、復元をするかしないかという問題なのだろうと、私は思います。

いずれにしても、これはそういう規則を読んでいないということですから、私は、どこかにこの規制があると思っているのです。工事がはかどるためには、距離を長くすればするほど都合がいいわけですね。そういう意味で、これはひとつ、今後のこともありますから、教えてください。

そういうことで、これは、これ以上掘り下げません。

◎市道花園小路線占用料について

次の問題は、今、花園町の問題がちょっと出ましたが、市道花園第1小路線、花園第2小路線、花園小路線の3本の工事は、どういうふうに進んでいますか。どこまでやっていますか。ご答弁ください。

○（土木）管理課長

ただいまの市道花園小路線についてということで、平成13年度については、第2小路線、平成14年度につきましては、第1小路線、舗装をかけて工事をしております。

○武井委員

それで、これから第1から第2、今度は花園小路線と、こういうふうに工事が進んでいくというふうに理解しているのですか。

○（土木）管理課長

平成15年度につきましては、原課としては、やりたい予定ということですが、何せ、予算がついてのことですので、まだ確定的なことは、ちょっと申し上げられません。

○武井委員

希望的観測だと思っていますが、私は、何でもこういことを聞くかといいますと、あなたがたが、市道の占用料を徴収していると。これは、「工事の終わった所から徴収するのだ。」という住民説明をやっているそうです。ですから、私はこういう質問をしたのです。

それでは、花園第1小路線は完了したのだから、そこの所の路線の上に出ている広告物、あそこは特に多いわけですが、それらの占用料の徴収は、全部終わったのですか。その徴収実績を報告してください。

○（土木）管理課長

道路の占用につきましては、基本的には、工事をしようが、しまいが、道路を占用しているということで、届けを出していただいて、許可を与えて、料金を支払っていただく。これが原則になろうかと思います。

ただ、現実には、昭和25、6年のころだと思いますけれども、法律ができた後に、道路がたくさん整備された中で、占用の関係もたくさんあるのですが、測量等を含めて、どれぐらい出ているか確定しないものについては、なかなかこちらで指導できないということもありまして、現状では、人員も含めて、市の方で工事が入って確定したものについて、改めて地権者のかたに、文書を送付してご理解をいただいている。こういう状況です。

○武井委員

原則は、自分が看板を上げて、自分で届けを出して占用料を払う。これは当たり前なのだけれども、あなたがたは「工事が終わった所から徴収しています。」と、こういう住民説明をしたというから、原則以外のことをやっぱり説明しているのだなと思ったから聞いているのですよ。

原則は分かっています。これから、今後もそういう方向で、工事が終わった所、終わった所から徴収していくのですかと。第1線が終わった。第2線が工事中だと。第2線が終わったら、そこの占用料を徴収していく。こういうふうにしていくのですかと聞いているのです。

○（土木）管理課長

今、議員がおっしゃっていたとおり、住民説明という場合も何回かありましたけれども、基本的には、道路工事に伴うことで測量し、あるいは占用状況が確定したものについては、住民のかたに、お話しして支払っていただくというやり方で進んでおります。

ただ、そのほかに、道路工事に関係なく、占有の関係はもともとありますので、その部分については、従来と変わりにくく、例えば、住民の苦情とか、いろいろなことで対応していかなければならない部分はあります。

○武井委員

これは小さい問題なのですよ、この占用料は。1平方メートル二十数万もする所を、放ったらかしてあることも現実にあるのでしょうか。そういう所は、そっくり、はれ物にさわるように放ったらかしておいて、そして、あの小さい看板の占用料だけはしつこく言って取る。もちろん、これも取らなければならないよ。取らなければならないけれども、まだまだ大きく取らなければならない所もあるのではないですか。そういう所はそっとしておくのでしょうか。だから、そういう所をそっとしておくだけに、工事が終わった所から取るのだという、き弁を使っているのではないかな、と私は思って聞いているのです。

ですから、今後、花園小路線が進んで、平成15年でしたいと思って、希望的観測だと言うから、それなら花園小路線も、またみんな取るのですかと。函館あたりは徹底的に取っているそうです。私は、これは偉いと思っているのですよ。ですから、皆さん、これは取るのが当たり前のことなのです。そういうのは本当なのです。これは当たり前のことなのです。

けれども、そういうふうにとった人と取らない人がいると、この間の市民からの電話のように、「何であの人は。何で私の所ばかり。」と、こういう電話が来るのです。ですから、そういうことも何とか、これは皆さんも大変でしょうけれども、払う人がばかを見る、払わない人が得をするというような不平等感が、起こらないように努力してください。よろしいですか。

部長、そういう方向で努力させますか。

○土木部長

今、管理課長の方から、状況について答弁させていただきましたけれども、市内にたくさんの占用物があるということで、すべてを把握しているわけではございませんが、たまたま、今言った工事が行われる場所については、当然、占用物があるわけですから、これは、先にそのあたりを説明をし、ご理解を得ながら、その都度、占用届を出してもらい、料金をいただいているというのが実態でございます。

本来ならば、市内をすべて歩いて、占用物を調査して、一斉にいただければよろしいのだろーと思いますけれども、なかなか、そこまでは手が回らないのが実態でございます。今言われるように、本来、徴収しなければならない場所が、市内にたくさんあるかと思いますが、その部分につきましては、今後、私どもも、できるだけ現地を調査するなり、市内をパトロールしていく中で、そういう案件がありましたら、理解を得られるようにお話をしながら、できるだけ平等に徴収をするように努めていきたい。このように思っております。

以上でございます。

○武井委員

そういう方向で、大変でしょうけれども、本当に職員の方も大変だと思います。しかし、そういう不平等感のないように一つ努力してください。お願いします。

◎歩車分離式信号について

次の問題ですが、これは、ちょっとまた耳の痛いことになるのですが、市内の各部間の意思の疎通といいますか、一体これが図られているのかどうかというのが、私は疑問なのです。今回の予特にしろ、あるいは本会議の答弁にしろ、どうも、例えば、環境部と土木部がなんかうまくいっていない。あれは、環境部に責任があると思っているのですよ。けれども、みんな土木部に押しつけるような言い方の答弁をする。この間の予特では、何か食い違いが出て、結果としては謝ってくるとか、何か意思の疎通がいない。

私がこれを持ち出したのは、例えば、20日に入船の七差路で、メルヘン交差点とよく言われているのですが、あそここの歩車分離式信号、これは厚生の所管だということは、私は聞いています。信号のことですから。けれども、私たちは、あの道路、一方通行にした所、堺町の一方通行にした所、みんなこの建設常任委員会の中で、あの部分をどうするこうすると、いろいろな問題を論議してきたわけです。例えば、下水道のかたがたの協力を得て、広場の所に下水道の変なものが出ていたのが、カバーをしてもらったり、広場の所についても、私たちは、いろいろ論議して整理してきた。

ところが、そして、あそこによく、スクランブル交差点とまでは言いませんけれども、車と歩行者の信号が、別々にできたということを聞いています。これはいいことだと思うのです。

しかし、そういうことが、部の中で、一括、意思の疎通を図っていないのではないかという気がするのです。これは、委員会で報告してくれば一番いいのですが、委員会でなくても、各会派の代表だけに、「いついつから、あの道路はこういうふうになります。」と。新聞に出て、初めて僕らは分かったのですからね。「ここはどんな道路ですか。」と言われても、分からない。

そうしたら、新聞にも、私は切り抜いて持ってきたけれども、こう言っている人もいるわけですよ。「歩行者用信号が赤なのに、同じ方向の車が動き始めたから、私も動き出しました。」と。こういうように、市民だって分からないのです。こんなようなことですから、私たちが21日に新聞を見て分かったのです。

ですから、こういうようなことではなくて、特にあそこの所は、市民だけではなくて、観光客の通行人がほとんどでしょう。そういうような観光客の対策、あの中には市道もある、道道もある、いろいろな道路が入り組んでいるわけですから。そういう意味では、私は、交差点ばかり放ったらかしておかないで、例えば、土木部でも現地に行って、市民に指導してやったっていいと思うのですよ。

私は、せめて市道の部分だけでもきちっとするとか、こういうことがあっていいと思う。ところが、そのときは、あっち任せ、こっち任せみたいにしておいて。

今これは言わない。これを言うとまた意思の疎通が悪くなるから。

今、私はこの休憩時間に行って聞いてきたのです。そうしたら、午前中に土木部の言っている答弁と、全然違うことを言っているのです。ですから、そういうように、非常に意思の疎通が図られていない。したがって、こういうようなところは、できるだけ早く、せめて委員会で、あるいは各会派に説明をするべきだと思います。

いずれにしても、この信号の方式は、どういうように歩けばいいのですか、教えてください。

○（建都）市街地活性化対策室近澤主幹

この信号につきましては、昨年から警察庁が、試行的に、全国的に、約半年ぐらいかけてやったものでございます。歩車分離式信号機と言いまして、要は、交差点がありましたら、交差点のすべての信号機が赤になる。そして、四方に横断歩道がございますね。そして、歩行者がすべて渡る、そして車はストップしている、そういうしくみです。ですから、交差点の中の信号機は、全部赤になっているものですから、車は、当然動きません。

○武井委員

歩行者は。

○（建都）市街地活性化対策室近澤主幹

歩行者だけは動くのです。

○武井委員

歩行者の信号はないのですか。

○（建都）市街地活性化対策室近澤主幹

歩行者の信号は青になって、要は、車両用の信号機はすべて赤になる。

○武井委員

歩行者の信号はあるのでしょうか。

○（建都）市街地活性化対策室近澤主幹

あります。

なぜこういうことをするかといいますと、要は、警察庁は、直進ではなくて、右左折をするときに、当然、歩行者も横断しますね。そして、車も青なので、そのときに、右左折車両による歩行者との事故が、相当あるらしいのです。そして、これをやることによって、その事故が、ほぼ半減している。

そういうことで、北海道も昨年から取り入れております。そして、今回、小樽のメルヘン交差点の箇所です。試行的にやっております。そういう方式の信号機です。

○武井委員

これもまた新聞で非常に恐縮なのですが、説明がないものだから。「市内の他の交差点にも、導入が計画されている。」と、こういうふうに書いてあるのですが、今度は、どんな所が計画されているのですか。

○（建都）市街地活性化対策室近澤主幹

小樽署では、今、メルヘン交差点に1か所つけました。今後は、札幌の公安委員会の方は、小樽につきましても、歩行者や右左折車両が多い箇所については、前向きに検討していきたい。そういうことで聞いています。

○武井委員

いずれにしても、初めてこういう信号機がついたわけですが、皆さんの努力だと思います。いずれにしても、北海道は、全国でワースト1の交通事故死者数で、それを最小限に食いとめるための努力だろうと私は思います。

何とかひとつ、これはあの部だ、この部だというような、なすり合いをしないように、意思の疎通を図って、従来から検討してきた課題については、質問したらあっちの方だと言わないで、ご答弁をひとつお願いしたいと思い

ます。

時間の関係がありますから、これでやめます。

○委員長

それでは、いいですか。

○武井委員

◎長橋3丁目の道路開放及び市道潮見台川沿線の冬期通行止めについて

まとめて言います。

これは、通告していなかったものですが、何しろ10月1日から試行する、ということになっていたものですから、もうあと1週間ぐらいしかないので、急きょ、その他の項で質問させてもらいたいのです。

この前の常任委員会の中で、長橋3丁目21番付近の道路の開放については、10月1日から開放されると。それは、済生会北生病院に国立療養所が移行されるのが、10月1日だからということだったのですが、あと1週間だというのに、何の気配もなく、旧態依然のような気がするのです、これは間違いないのかどうか。これが一つです。

二つ目は、潮見台から桜町に抜ける道路、これは冬期通行止めになっていましたが、これもこの前のときに論議をしました。それで、町内からも要請が出ていると思いますが、町内会の方は、通行止めが解除されるというふうに理解しているようですけれども、こういうふうに理解していいかどうか。

この2点だけです。

○（土木）管理課長

第1点目の国立療養所は、10月1日をもって、済生会北生病院の方に移譲をされるということで、それはもう既にスケジュールどおり動いております。

ただ、一点、北生病院、済生会の方から、最近電話があった件につきましては、財産的なもの、その移譲については、国の財産をすぐに転売するという形には、ちょっとならないかもしれないと電話がありました。従前に考えていましたのは、道路敷地の部分について、済生会が受けて、その後に市の方に寄附して、市が道路として管理していただきたいと、こういう流れだったと思いますけれども、財産の分与については、譲与ということですので、国から取得したものについては、10年間は転売禁止という法律があるのだということです。

そこで、所有権の移転は、現在の中ではしないけれども、市の方で管理するということについては、お互いに話して、文書を取り交わしましょうということで現在は進んでおります。

○武井委員

それでは、差し支えないということですね。

○（土木）管理課長

特に今、あそこは通ったらだめというような看板もないと思います。

○武井委員

いや、看板はある。まだ取っていない。

○（土木）管理課長

「許可なく通り抜けることは禁止」と、当然それは必要ないと思います。

2点目の市道潮見台川沿線、望洋台に行く所ですが、冬期間につきまして、住民の方からは、昨年、要望があったと思います。ただ、あそこの道については、除雪の部分はかなり難しいのだ、というご答弁をさせていただいたと思います。

住民のかたも、冬期間、歩いて通行できればいいのか、車で通行しなければならないのか、そこら辺のところは、まだじゅうぶんに把握はしていません。ただ、車を通過させて、新しくできた道道に接続するという形は相当難しいというふうに考えております。

○武井委員

それでは、通行止めは解除するというふうに、地域住民は理解しているようですが、それでいいですか。

○（土木）管理課長

ちょっと、冬場の状況を。

○武井委員

今年の冬は通行止めにするの、しないの。

○（土木）管理課長

現状の中では、状況は何も変わっておりませんので、改めて、あそこを車が通れるようにしては、事故の誘発が心配されますので、通行止めという考えは持っております。

○武井委員

住民はそう理解していないよ。住民は通行止めは解除されると、こういうふうに理解している。だから、私は聞いたのです。ちょっと違う話になっている。

住民の方に、あなたがたは名刺を持っていると言うから、その人にその連絡をした方がいいよ。もしそれが、向こうもそういう理解なら別だけれども、そういうふうに理解しているようだから、やってください。

終わります。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後5時14分

再開 午後5時40分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

討論については、共産党と民主党は、本会議場で行うこととし、本委員会では省略することとして、直ちに採決いたします。

まず最初に、陳情第21号、第52号、第82号について、採決いたします。

継続審査とすることに賛成のかたの起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第24号、第29号、第43号、第62号について一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに賛成のかたの起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、議案第30号について採決いたします。

原案どおり可決とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。